

厚生文教常任委員会

令和7年12月15日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和7年12月15日(月) 午前9時31分 開会
午後1時00分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	福本	善之
〃	木村	公
〃	奥本	佳史
〃	川村	優子

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	増田	順弘
議員	鶴本	義明
〃	速水	一生
〃	梨本	洪珪
〃	吉村	始
〃	谷原	一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
市民生活部長	西川	勝也
環境課長	吉田	賢二
〃 補佐	西井	満良
保健福祉部長	中井	智恵
社会福祉課長	能海	正男
健康増進課長	松本	育子
〃 補佐	芦高	由訓
こども未来創造部長	葛本	章子
こども未来課長	西川	修
〃 補佐	栗原	聡

子育て支援課長	新 澤 明 子
〃 補佐	塚 本 厚 子
こども・若者サポートセンター長	川 崎 圭 三
〃 補佐	石 岡 千 寿
こども・若者サポートセンター	
統括臨床心理士	石 田 陽 彦
教育部長	勝 眞 由 美
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	油 谷 知 之
学校教育課長補佐	尾 方 慎太郎
上下水道部長	吉 田 和 裕
水道課長	西 川 基 之
下水道課長	稲 田 恭 一
〃 補佐	奥 村 卓 史

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第95号 葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 議第96号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 議第81号 葛城市こども・若者家庭センター条例を制定することについて
- 議第93号 葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正することについて
- 議第90号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 議第91号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 議第92号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （１）学童保育事業の進捗に関する事項について
- （２）令和８年度の保育事業に関する事項について
- （３）部活動の地域展開に関する事項について
- （４）学校給食の地域連携に関する事項について
- （５）おひさま堆肥事業に関する事項について
- （６）葛城市社会福祉協議会に関する事項について

開 会 午前9時31分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。改選以降、12月議会、順調に進んでおりまして、今日は厚生文教常任委員会、全員ご出席いただきましてありがとうございます。慎重に審議していただきますことを私のほうからお願いをして、朝の挨拶とさせていただきます。

委員外議員のご出席でございますので、ご案内申し上げます。谷原議員、吉村議員、梨本議員、速水議員、鶴本議員。

以上でございます。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを自分で確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、ペーパーレス会議システム等で配布している次第のとおりとさせていただきます。

ここでお諮りをいたします。

議第95号及び議第96号の条例改正に関する2議案については関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたします。

それでは、議第95号及び第96号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 改めまして、おはようございます。上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

ただいま議題となりました議第95号から議第96号につきまして、一括でご説明をさせていただきます。

まず、議第95号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。議案書は43ページから44ページでございます。

本案につきましては、令和6年能登半島地震では水道本管の破損や宅内配管の破損が多々あり、被害の規模に比べて業者の数が不足したことが復旧の遅れた原因の1つと考えられていることを踏まえ、早期復旧と適正な工事の実施ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

改正内容は、第9条第1項にただし書を加え、災害その他非常の場合において、水道事業の管理者が認めた場合に限り、給水装置工事の施工を他の市町村長または他の市町村長が指定をした者が給水装置工事を施行できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

続いて、議第96号、葛城市下水道条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。議案書は45ページから46ページでございます。

本案につきましても、令和6年能登半島地震では多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえまして、災害その他非常の場合においても排水設備等の工事が円滑にできるよう、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

改正内容は、第7条第1項ただし書に、災害その他非常の場合において、下水道事業の管理者が認めた場合に限り、下水道事業の排水設備等の工事を他の市町村長が指定した者に行わせることができるよう、条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ないでしょうか。

川村委員。

川村委員 それでは、よろしく願いいたします。

今、上水、また下水のほうの事業者を、市外の事業者をお願いするというのを、この条例の中で定めるということでございます。ちょっと改めてお聞きしたいんですけども、市内事業者の数というのは、大体どちらも把握していただいていると思うんですが、何者ぐらいあるのですか。もちろん市外にも波及するわけですけども、それによって、利用者の拡大によって、そういった対応をするためにこういう形にするわけですけども、その事業者の、大体でいいですので、数を教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 吉田部長。

吉田上下水道部長 ただいまの川村委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、水道事業の給水装置の指定工事店でございますが、市内で31者で、市外合わせますと202者でございます。それから、下水道のほうですけども、これは市内が33者、市外が106者、合計139者でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 ちょっと改めて、どのぐらいの数かということで確認をさせていただきました。拡大することによって、災時のときに、被災された状況がどういう状況であれ、拡大しておくということについては理解させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 おはようございます。奥本です。よろしくお願いします。

この事業者の登録のところなんですけども、一般の市民、私も含めて確認するのがやっぱりホームページ上でしかできないと。役所に来れば台帳か何かあるんかわかりませんが、災害時に、これまず、この事業者に、まず優先的に連絡取りたいと思うけども、それがまずどこにいらっしゃるか、電話番号が分からないという状況と、市外の場合も、自分で探す云々とか以前に、恐らくはこの登録外の事業者が直接アプローチしていくような状態になると思うんです。ところが、もうとにかく工事を急いで、早く水を通してほしいとかの話になってしまったときに、そこの選別は、なかなか被災された方は難しいと思うんですけども、その切り分けというのは何か、災害時にはこう対応するという、何かそういう、取決めか何かあるんですかね。恐らくこの、何というかな、ほかが認めているか認めていないかというところまでは、なかなか一般の方は確認できないし、行政もそこですぐ対応できるんですかね。この業者は大丈夫ですとか。その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 おはようございます。下水道課の稲田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、私どもまずは、ホームページで確認することになってくるとは思うんですけども、まず、災害が発生いたしましたら、私ども日本下水道協会とか水道協会のほうに一応加盟しておりますので、そちらのほうにアポイントを取りまして、確認ということもさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうでまず受けさせていただくの調整はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川水道課長 水道課の西川です。よろしくお願いいたします。

上水道のほうにつきましても日本水道協会に加盟しておりまして、その中で奈良県支部、関西支部とそれぞれ規模によって支部がございますので、その支部に確認をさせていただいて、指定業者であるかどうかという確認をさせていただきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 いけますか。奥本委員。

奥本委員 ちょっと私が聞きたいところはそこじゃなくて、確認されるのは分かるんですけども、一般の方はそれが待たなくて、すぐに工事してほしい。そこに、何というかな、その指定外の業者が潜り込む可能性というのは多々ある。これまで問題になっているわけですから、そこは分からないです。ということは、事前に日本水道協会に確認するのであれば、その水道協会の一覧のところでも、何というかな、ふだんから参照できるような体制を取れないかなと思うん

ですけども。そしたら、それを全部覚えろというのは無理ですけども、ある程度、葛城市内の業者はこれだけある、市外のところでも登録業者はこれだけある。それ以外にも全国でこういうところがあるというのがある程度分かれば、何ていうかな、事前の準備というか、備えになるのかなと思ったんですけども、今、現状そういうところの、日本水道協会のところの、何か連携が取れているのか、それを一般の方が確認できるすべはあるんですか。

藤井本委員長 お答えください。

吉田部長。

吉田上下水道部長 現在のところ、日本水道協会、それから日本下水道協会の確認するということは、市のホームページとかはないです。今ホームページに載せているのは、市内登録しておられる事業者、指定工事店を水道も下水道も掲載をさせていただいているというところがございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しですけど、優先すべきは葛城市が指定した事業者さん、それはそれでいいんですけども、条例改正に当たって、先々でそういうことが、一応備えとしてあるのであれば、例えば日本水道協会、下水道協会の登録事業者のリンクを貼るだけでもいいと思うんですけども、それも1つの備えかなと思いますので、その辺の対応を、また検討をお願いしておきます。

藤井本委員長 ありがとうございます。それでいいですか。今の意見、よろしく願いしておきますね。

ほか、ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしく申し上げます。

先ほど部長答えられた数って、奈良県内の業者ということですかね。二百何者というのは。市外というのは、どこまでを市外と言うのかなという。例えば災害のときのためのお話じゃないですか。葛城市が、水道がどうとかなったときって、この付近も同じじゃないですか。そんなのであれば、奈良県内の業者じゃなくて、他県とかの業者にも言える状態なのかというのを教えていただきたいのと、ほかの市町村の方々も、この条例ってこういうふうになっているんですかね。なっていたとして、葛城市は早いほうなんですかね、遅いほうなんですかね。

藤井本委員長 吉田部長。

吉田上下水道部長 ただいまの杉本委員のご質問ですけれども、私が申し上げた指定工事店の数ですけども、これ県内に限らず、関西圏内の指定をした事業者数でございます。だから、県外の業者も含まれるということになります。

それから、ほかの県内の自治体と比べてこの例規改正が早いかどうかということなんですが、この災害、いつあるか分かりませんので、できるだけ、国のほうの通達が来ましたので、早期に今、対応させていただいた次第でございます。

藤井本委員長 2つ目は、通達が来たので葛城市は早くやったと。他市も同じようにやっているの

かと。逆に言うたら、他市はもうちょっと早うやってる場合もあるやろうし、葛城市は、いや、県内でいち早くやってるほうやねんとか、いや、大体足並みそろってるねんとか、いや、遅いほうですよと、そういう質問の意図であろうと思います。県内外、みんな関係することやから、今のも知っておくべきやと思いますので、お答えください。

稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

市町村によっていろいろ条例で定めているところと、例規で定めているところというのがございますので、一概にちょっと言えないところもあるんですけども、条例で定めているところでは、1市がちょっともう9月に一応条例改正されているところもあるんですけども、それ以外は、私のところも含めて、まだちょっとそこまで、すいません。二、三市のみぐらいが今回のこの12月に条例改正を予定されているということだけは、ちょっとお聞きさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと1つ目の質問、よう分からないんですけど、先ほど川村委員さんのご質問で、市内に頼んでいる業者が三十何個あって、それ以外が二百何ぼと言って、僕の中では葛城市、奈良県内やったらそんなもんかなと思ったんですけど、それちょっと、もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。何で葛城、それ関西一円で二百何ぼしかない。何で葛城はそんな33も、めっちゃ多いじゃないですか。そういう質問じゃなかったでしたっけ。市内業者が三十何ぼで、市外が二百何ぼという話やったと思うんですけども、ちょっとその辺の説明、もう一回お願いしていいですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川水道課長 よろしくお願ひいたします。

水道の場合は、全部の登録業者が202者のうち、市内業者が31者ということでございます。この202者という中には、全国的に展開されているような、コマースで流れているようなそういう業者さんもございますし、市内の業者さんとか、地域に根差した業者さんもございますけども、そういう業者さん全部含めて202者の登録があるというところでございます。以上です。

藤井本委員長 吉田部長。

吉田上下水道部長 すいません、分かりにくくなりまして申し訳ございません。

今、件数を申し上げたのは、水道の場合は市内が31者、それから市外が171者で、合計で、葛城市に登録をさせていただいている業者が202者ということなんですけれども、業者はそれぞれ葛城市以外のところにも事前に指定工事店という形で、他の市町村にも登録をされるということになっております。

藤井本委員長 1つの業者が奈良県内の市町村の、全てではないけど、多くと指定工事店になっているということもあり得るといいうことやね。1つの業者さんが。だから、もう少し詳しく

というのであれば言ってくれはったら。今、全部で202業者やけど、そのうち31業者は葛城市内に、いわゆる本店を置く、所在のある業者さんが31者あるという、比較的多いわげやね、葛城市、そういう意味では。

ほか、ないですか。

稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。

以前というか、前回の委員会的时候に、下水道課のほうが一応排水設備の資格のことで、専任から兼務という形で、ちょっと事業所、奈良県内以外でも、会社があっても兼務という形で、ちょっと多岐にわたってできるという形で、ちょっと変更になりましたので、そういうところも含めてということで、件数のほうがちょっと多いという形になっているところもあります。

以上でございます。

杉本副委員長 分かりました。

藤井本委員長 いいんですか。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論・採決に入りますが、討論・採決については、1議案ごとに行います。

まず、議第95号議案について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第95号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第95号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第96号議案について討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第96号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第96号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

行けますか、続いて。

次に、議第81号、葛城市こども・若者家庭センター条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。おはようございます。よろしくお願いたします。

議第81号、葛城市こども・若者家庭センター条例を制定することについてのご説明をさせていただきます。議案書は7ページから8ページでございます。

こども・若者家庭センターは、令和6年4月から當麻保健センター内こども・若者サポートセンターが主管する事業として機能設置しておりましたが、令和8年度から本格実施するため、建物の名称を、當麻保健センターを廃止し、こども・若者家庭センターを制定するものです。

それでは、改正内容について、条文を基にご説明させていただきます。

議案の8ページをご覧ください。

第1条は、こども・若者家庭センター設置に係る根拠法令を示し、第2条では、名称と位置を規定しています。施行日は令和8年4月1日で、本条例、葛城市こども・若者家庭センター条例の制定に伴いまして、葛城市當麻保健センター条例は廃止とする旨を附則で規定しています。

以上です。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

川村委員。

川村委員 それでは、お願いたします。今回、いよいよこども・若者家庭センターというものの設置をするということで、条例が出来上がりまして、今までのこども・若者サポートセンターという形が、母子保健も含めた形のキャパシティが大きくなるわけでございますけれども、まずその中で、第3条に、この条例に、施行に関し必要な事項は市長が別に定めるという部分でございますけれども、この中で、この3条につきまして、こういった内容なのかということを確認をさせていただきたいと思うんですけども、委員長、よろしいですね。この中身ね。

藤井本委員長 はい。

川村委員 その中の、まず統括支援員、ちょっと私、一般質問の中でもいろいろと聞かせていただいて、これまでの中で、今、統括支援員はどの資格職でされているのかと、配置があるかないかということ、ここも確認をまずさせていただきます。その資格につきまして、母子保健機能というものを高める部分というのは、こういった形で統括支援員に依頼していくのかと

いう判断基準、そこのところをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 2点お願いいたします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

現在、統括支援員としましては、臨床心理士資格を持っている職員、会計年度任用職員を統括支援員として任用しております。統括支援員の任用資格としましては、任用の資質としましては、児童福祉・母子保健の両方に精通している者というものがございまして、現在、統括支援員をお願いしております臨床心理士は、児童福祉はもちろん、母子保健領域でもこれまでご経験がお持ちでして、母子保健業務と児童福祉両方に精通している方としてお願いをしている次第でございます。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 ただいま答弁の中で、児童福祉に精通されている、母子保健にも精通されている。経験という形でこれまでも、過去からもこども・若者サポートセンターで臨床心理士としていろいろと業務をお願いしていた方に、臨床心理士という枠の中で統括支援員を定めるということでございますけれども、私もこの間、一般質問の中でも一部触れさせていただきましたけれども、今回の設置状況、令和6年からの設置状況ということで、全国的に見ますと、統括支援員はほとんどが保健師という形でされていると。保健師であって、児童福祉についてどうかとか、逆に心理士が母子保健に精通しているのかどうかとかいうところは、なかなか経験値だけでは我々も、資格職という形で持つてこれるような国家資格も含めて、やっぱりそういった方をきちっと、これだけの幅広い支援をしていく中で求めていきたいと思っているんですけれども、母子保健として、保健師が全体の78%というふうに、私もこの間言わせていただいて、臨床心理士は0.9%という形が、全国的に見てそういう形になっているのが、そういうふうに設置をされているという状況なんですけれども、うちは、保健師さんというのはなぜ駄目なのかですよね。経験も、それぞれのキャリアもあると思うんですけれども、今改めて、乳幼児の、しかも就学前の、そういった乳幼児の発達障害等も含めまして、支援の幅が、早期発見、早期療育、また早期支援という形で、非常に中身が前倒しというんですか、早い時期に見ていくと。特に母子保健について、よく言われる愛着障害も含めて、そういった保健師さんの活躍している部分というのが非常に大きいのではないのかなと。

これは葛城市の市外の奈良県内においても、保健師さんのそういった資格を持ってケアをするという状況になっている中で、あえて臨床心理士にされたというよりは、かなり大きい、経験だけではないものというのがあると思うんですけれども、その辺りはどうして保健師さんにならないのかと。どうして保健師さんを選ばないのかということにつきましては、どのようなお考えでいらっしゃるのか、もう一回答弁していただきたいと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただ

いまの川村委員のご質問にお答えいたします。

1つは、保健師さんもたくさん統括支援員としてご活躍されていることは、私も存じ上げております。逆に心理職が少ないということも、逆に存じ上げておまして、逆に0.9%はおられたんだという感覚が、実際のところ持っている次第でございます。実際、この統括支援員の将来的に基礎資格となり得ることも家庭ソーシャルワーカーの資格につきましても、最も基礎資格として認められておりますのが社会福祉士、精神保健福祉士が最も近道の資格として、今のところ考えられていると考えております。それ以外にも今、先ほど川村委員からもご指摘がありましたように、保健師さんでありますとか、あるいは心理職でありますとかの資格を持っている者も、その資格へ到達することができるというふうに設定をされております。

葛城市において、まだこども家庭ソーシャルワーカー資格は動き始めたところで、所有者はおりませんが、それが実際に動き出すまでに、これは統括支援員のための基礎講座、研修講座がございまして、そちらのほうを受講している者というのが統括支援員の条件となってきます。ということで、葛城市においてお願いしました臨床心理士は、当然その研修を受けていただいて、統括支援員をする資格を持っておられるものと考えております。なぜその方かということだったんですけれども、もうこれは、母子保健等につきましても、これまでも大学病院等でもかなりのご経験をお持ちの方でして、保健師さん、あるいは心理職、あるいは社会福祉士等につきましても、指導的なご助言をいただける方ということでお願いをしている次第でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 研修も受けていただいて、今言う専門職がいろいろ多岐にわたって、その支援については特に保健師さんだけではないと、臨床心理士さんでもないという、そういったいろんな資格職の方たちのいろいろな所見によって、支援というものは当たっていくということでございます。これからのことですので、研修を受けられて、母子保健にどれぐらい臨床心理士さんがしっかりと力を発揮していただけるかというのは、期待を申し上げるところでございますので、頑張っていたきたいなと思います。

ただ、1つだけ心配することは、私もこの間いろいろと市民さんのほうから、いろいろな支援に当たって、ちょっと保護者さんの認識が、ちょっとなかなか一致しない。これが一番取りこぼしになっていく可能性もあるわけです。そういった、特にそういう支援に対して、母子ともに、またその保護者とともにやっぱり支援に当たっていくことをしっかりとやっていただきたい。それによってまた支援の、伴走支援というんですか、ずっとずっとやっぱり1つの個別のそういった、カルテというかそういうものを持って伴走支援をしていただく、非常に継続的にやっていただかないといけない、根気強くやっつかないといけないので、皆さんの力、チームワークが大事やと思っています。特にそれを頑張ってもらって、こういった市民の方たちから不安が出ないような形に努力をしていただいて、頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ないですか。

増田議長。

増田議長 ちょっと基本的なところを、ちょっと確認させていただきたいと思います。

今お話を聞いてて、こども・若者サポートセンターというものがあつた。それからもう一つ、この条例の一番下のところに、當麻保健センター条例を廃止すると、こうなつとるんです。新たにこども・若者家庭センター条例を新たに設置をすると。

まず1つ目は、當麻保健センター条例の中の業務内容を見てますと、こども・若者家庭センターに全てが移行できるような業務じゃない内容も入つとるんです。従来の廃止する前の業務をどのように移行していただけるのかということですね。それから、こども・若者サポートセンターの条例というのはなかったんですか。ここには廃止するとかしないとか書いてないので、サポートセンターが家庭センターにスライドするという事だけなんですか。そこをちょっと、説明をお願いします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの増田議長のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、これまでの當麻保健センター条例につきましては、事業等事細かに書かれております。この中の、現在、當麻保健センター、こども・若者サポートセンターしております事業というのは、これらに関する、特に母子保健に関する相談業務に関して、現在継続してしている状況でございます。それ以外の事業につきましては健康増進課、新庄健康福祉センターのほうで担当していただいているということになっております。あくまでも當麻保健センター条例からこども・若者家庭センター条例のほうに移行しますのは、そのうちの母子保健の相談業務ということでご理解いただければと思っております。

2点目の、こども・若者サポートセンターにつきましては、条例はございません。これまで要綱で運営のほうをしていたんですけども、こども・若者家庭センターという1つの課になりますので、こちらにつきましてはまた事務分掌規則等で、内容等については規定のほうしていただけるものと認識しております。

以上です。

藤井本委員長 増田議長。

増田議長 ありがとうございます。ということは、これ、条例で、この當麻保健センターですか、この条例の中に入っている母子保健に関する事以外、例えば老人保健に関する事と健康づくりに関する事、予防接種、結核予防、精神保健に関する事、こういったものは新庄保健センターに移動する。そこで問題ないんですかね。従来當麻保健センターでやっていた業務が新庄へ移ることによる地域の方の利便性とか、そういう問題は発生しないんですかね。

藤井本委員長 条例の変更と実態というものとを比較してご答弁していただけたら。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの増田議員のご質問にお答えいたします。

現状としまして、今、藤井本委員長がご指摘いただきましたように、平成28年のこども・若者サポートセンターが設置されたときから、状況としましては現状の状況で動いておりまして、来年、令和8年度からこの条例に移行した段階で、何か大きな変更が起こるものではないと考えております。

藤井本委員長 増田議長。

増田議長 分かりました。當麻保健センター条例というのは今も、現段階でも、条例としては生きてたけども、実態は、先ほどおっしゃられた児童福祉法に定められた活動のみであって、それ以外の事業というのは新庄センターで、今も実態としてはやっていたという事ですか。分かりました。

藤井本委員長 よろしいか。

ほかに質疑ないですか。

福本委員。

福本委員 福本でございます。

先ほどちょっと気になっていたのですが、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけども、この統括支援員というふうなところで、川村委員からもご質問いただいていたんですけども、保健師が全体の78%で、臨床心理士が0.9%というふうなことをおっしゃっていただいているんですけども、市のほうではそれ以外の、言うて、これ足しても78.9%というふうな形になるので、そのほかの資格の方がここに入っておられるのであれば、その資格の方々もちょっと教えていただきたいなと。何でこれを聞くかといったら、多分保健師さんというのは、ほかの医療従事者の方というつながりですごく幅広くやられていると思うんです。臨床心理士さんやったら、やっぱりその専門分野のところでのつながりが非常に強いんだとは思っているんですけども、そういったところでも、幅広い資格の方でどれだけつながりを、いろんなつながりを持ってやられているのかというところがちょっと気になっておりますので、このほかの何%のところを、各資格があれば教えていただきたいなと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの福本委員のご質問にお答えしたいと思います。

統括支援員をされるときの基礎資格ということですね。基本的には社会福祉士さん、精神保健福祉士さんということになってくると思いますが、なかなかそれだけでそろえきれないところと、あと、それぞれ社会福祉士さん、精神保健福祉士さんも活動の分野がございますので、母子保健・児童福祉両方に精通している者ということで、現状としましては、保健師さんが多いという状況になっているものと理解しております。

以上です。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 ということは、この78.9%以外は、精神保健士さんとか社会福祉士さんというふうな認識でいいんでしょうか。お願いします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 それ以外でも保育士さんでありますとか、あるいは教員籍の方もおられるかというふうに承っております。現在、移行期間ということで、きちっとした研修を受けた者が統括支援員になっていっているというふうに理解しております。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 ありがとうございます。多分、先ほど言われた子ども家庭ソーシャルワーカーのところ、しっかり研修を受けていただいた方がここに入っておられるということやと、私もそれは認識して、保健師さんとかそのほかのところ、どれだけいておられるのかなというふうなところでちょっと気になったので、ありがとうございました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 この条例で、いろいろお聞きしてあれなんですけど、何が変わるんでしょうね。大きく。今まで、議長の質問とかも踏まえて聞くと、これは、別に心配しているから何とかじゃなくて、何が変わるのかなという。細かいことは変わるかもわからないですけど、大きく葛城市としては、この条例を公に設置するというだけという認識でいいんですかね。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 子ども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

この条例は、基本的に子ども・若者家庭センター、国が設置を求めています市区町村子ども家庭センターの場所と設置を明確にするための条例でございます。葛城市としまして、国が求めています市区町村子ども家庭センターを明確に設置したということを宣言するための条例であるというふうに理解しております。

以上です。

藤井本委員長 何が変わるのかということやから、明確にしたということだけで、せやから、何も変わらないということになるわけですやろ。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 既に実施している内容はそのままだと思います。大変失礼いたしました。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに質疑ないですか。

川村委員。

川村委員 ちょっと今の答弁で、関連でよろしい。何も変わらない、今までのままとということじゃないですよ。母子保健、私、そんなこと言うてたら、もう私の言うこと今から1時間ぐらいかかりますけど。私これ、子ども家庭庁が子ども家庭センターのガイドラインというところを基に、今お話しさせてもらおうと思っているんですけども、今までよりも更に強化していく部分、これはやっぱり従来の家庭総合支援の拠点が果たしてきた機能の一体的な運営というのを、母子保健と児童福祉の部分とが合体するわけですよ。だから、変わらなかったら、この家庭センターを認めません、私。

これまでより強化するのはもちろん、健康保持、子どもたちのね。妊産婦及び乳幼児の健

康保持・増進に関する包括的な支援、それから、福祉に関する包括的な支援、これは切れ目なく、漏れなく提供する、これは特に強調させていただきます。そして、妊産婦や子どもや家庭の課題やニーズを、母子保健、児童福祉、それぞれの専門性を生かして、合わせることでより深く酌み取る、これを強調させていただきます。もうあえて私のほうから言わせていただきますけど、そういうことを言ってもらわないと分からないじゃないですか。そして、まず家庭支援の事業、母子保健のサービス、そういった多様なサービスをしっかりやっていただく。地域資源を有効的に、有機的に組み合わせるとしてサポートプランとして必要な支援内容を組み立てる。これは伴走支援につながるわけですよ。取りこぼしが無いということをきっちりやっていかないといけないということを、あえて強調してもらっている。そして、継続的なマネジメントを実施する。これ、ちょっと弱いから言っているんですよ。今のままでは弱いから、私はあえて強調して言わせていただきますけどね。

それから、改めてしっかりと認識していただきたいのは、やっぱり母子ともに、やっぱり親の支援もしっかりとやっていかないといけないから、これからの子どもの権利とか育児方法について、普及啓発というのを地域一体になってやっていくと。非常に広い考え方も入ってくるんですけども、うちはまず、その部分を、じゃあどこが一番弱い部分かというところを我々、私がこれまでいろいろと市民さんのほうからいただいてた意見を基に、しっかりとやっていただきたいというのをお願いする。これが今までとは変わってきているのかどうかは分かりませんよ。今までと同じようにやっていただいても、今ここが漏れ落ちているという現状の中で頑張ってもらいたいということをお願いするので、ちょっとそれでよいのかどうか、確認をさせてもらいたいと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 ただいまの川村委員のご指摘にお答えいたします。

大変私の言葉足らずの説明で、ご心配、ご迷惑をおかけいたしまして、まずはおわび申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。この市区町村子ども家庭センターにつきましては、母子保健と児童福祉の一体運用ということが求められておまして、これは川村委員ご指摘のように、母子保健で実施されているサービスと児童福祉で実施されているサービス、これにきちっと連続性を持たせなさいと。特に困難を有する母子については、きちっとその両者が連携をした上で、きちっと継続した支援を、継続して取り組みなさい、そこで取りこぼしが無いようにしなさいということが、この市区町村子ども家庭センターの目的であると私どもも認識しております。実際にこれまでも葛城市におきましては機能設置という形で、健康増進課の母子保健機能と子ども・若者サポートセンターの児童福祉機能とで連携をして、実際に取り組んできたんですけども、それでもなかなか、おっしゃるように全てを100%拾いきれているのかということになりましたら、まだ漏れがあるかもしれないというところの認識は十分持っております。そのために、来年度の予定としまして、先ほども出ていましたように、どうしても課が違いましたら情報の共有等には、個人情報ですので課題が生じます。そのために、母子保健機能と児童福祉機能の子ども・若者サポートセンターとを1つの課に

してしまっで移管してしまっで、その情報共有に問題がないようにした上で継続した支援を
取り組むためのこども・若者家庭センターでございます。その認識は川村委員ご指摘のと
おり、ごもっともでして、私が言葉足らずでありましたところをおわび申し上げます。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 しっかりご認識いただいているようですので、よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第81号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決することに決定をいた
しました。

次に。もう次進めますので、順次よろしく願いします。

次に、議第93号、葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正することについてを議
題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしく願いいたします。

ただいま議題となりました議第93号、葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正す
ることについてのご説明をさせていただきます。

議案書は39ページからでございます。

まず、葛城市新庄健康福祉センター条例におきましては、第1条で設置について、第3
条で業務について規定をしております。葛城市新庄健康福祉センターは従来、母子保健、
成人保健、予防接種、健康増進などの保健センターに係る業務のみを実施していましたが、
こども・若者家庭センターとしての福祉業務も実施していることから、実態に合わせて条例
を改正するものでございます。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。第1条の設置につきまして、設置目的に福祉を追加しまして、
保健と福祉を設置目的とすることで、文言の整理を行います。

次に、中段の第3条の業務につきましては、事務分掌規則に業務の内容を規定している中で、設置目的とは別に業務を規定する必要は低いため、削除するものでございます。

施行日は令和8年4月1日となります。

以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第93号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第93号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。

議第90号から議第92号の条例改正に関する3議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたします。

それでは、議第90号から議第92号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第90号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議第91号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び議第92号、葛城市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、改正内容が重複するため、一括説明をさせていただきます。

それでは、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

議案書は33ページから38ページでございます。

本案は、令和7年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、児童福祉法等の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に伴う内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことから、これらの内閣府令を準用している葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に改正する必要性が生じたことから、改正を行うものでございます。

改正内容は3点でございます。

1つ目は、保育人材の確保等に関する体制の整備として、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置とされていた地域限定保育士制度の一般制度化についてで、条例中、保育士の資格に言及する規定がある場合は、地域限定保育士を併記することができるとするもの。

2つ目は、保育所等における虐待等、相次ぐ不適切な事案への対応として、児童養護施設等や障がい児・障がい者施設等で既に設けられている仕組み同様に、保育所等において虐待を受けた児童等への対応強化のため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設。

3つ目は、医師不足や地域差など地域の実情に柔軟に対応できるよう、保育施設利用開始時の入所児童の健康診断の実施義務の緩和についてでございます。

今回、こども未来創造部が所管いたします3条例につきましては全部改正となっております。近年、子どもや子育て世帯に対する施策を反映するため、法律が頻繁に改正され、それに伴い厚生労働省、こども家庭庁等が発出する省令、府令の改正も多く出されています。現条例は、大半の条例を省令、府令をもとに、一部を除きほぼ全部を書き写して規定しており、法令の改正がありましたら、その都度条例を省令、府令と同様に改正する必要性が生じております。このことから、十分注意をしておりますも改正誤りや改正漏れが起こる可能性はゼロにはならず、また、条例改正との時間差により一時的に国の基準と整合性を欠く事態も起こり得、住民の不利益につながるおそれがあることから、国の基準を引用する形に改め、法的な安定性を確保するための改正を行うものでございます。

施行日は公布の日とし、それぞれ参照する省令及び府令の規則に規定する経過措置の例によるとしています。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました3議案に対する一括の質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ありますか。もう終結しましたが、ないですね。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 議員間討議を希望される方、おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論・採決に入りますが、討論・採決については1議案ごとに行います。

まず、議第90号議案について討論に入ります。
討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第90号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第91号議案について討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第91号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第91号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第92号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第92号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第92号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたしますが、少し皆さん方をお願いしたいことがございます。

私の不注意により、私自身、先週にちょっと足にけがをいたしまして、通院を余儀なくされております。続いて、この委員会の所管事項の調査案件、重要な案件でございます。議題となりますけれども、委員長の職務を杉本副委員長にお任せいたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

杉本副委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに（１）学童保育事業の進捗に関する事項についてを議題といたします。本件では学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供に関して報告がございます。

これより、理事者より説明願います。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。よろしくお願いいたします。

学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供につきましては、一般質問や厚生文教常任委員会で度々ご質問いただいております。長期休暇中の昼食については保護者の負担になっているという声があることは承知しております。保護者の負担軽減のため、希望者については外部事業者によるお弁当を学童保育所に配達していただけるような方法がないのかなども含めまして、現在、調査研究させていただいております。

そこで、まずは保護者のニーズを把握するためにアンケート調査を実施させていただきましたので、その内容と結果についてご報告させていただきます。

学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供につきまして、令和7年7月または8月に学童保育所の利用登録しておられる児童818人の保護者を対象にアンケート調査を実施させていただきました。調査期間は7月22日から8月25日の夏休み期間で、回収状況といたしましては251人、回収率は30.68%でした。また、昼食の提供において想定されるサービスの条件としましては、1つ、1食500円から600円程度。2、メニューは日替わり弁当。3、事前に利用登録が必要。4、注文は事前にウェブで行う。5、キャンセルは2日前まで可。6、料金は保護者と事業者の間で完済する。7、アレルギー除去食の対応は不可。

以上のことを想定したアンケート調査の結果といたしましては、小学校長期休暇期間中に事業者から学童保育所へ昼食を配達するサービスがあれば利用したいと思いませんかという質問に対し、毎日利用したいが92人、時々利用したいが62人、必要なときだけ利用したいが87人、利用したいと思わないが10人という結果でした。このことから、ほとんどの保護者が昼食を配達するサービスがあれば利用したいと思っておられることが分かりました。

また、個別の意見としては、共働きの家庭にとってはとても助かります。特に夏休みはお弁当を持参したときに保管に不安を感じていたもので、配達していただけるのは安心です。急なキャンセルに対応いただけるのか気になります。アレルギー対応食も考えていただきたい。できるだけ値段は抑えていただきたい。子ども向けのメニューにしてほしいなど、たくさんのご意見をいただきました。

このアンケート結果やアンケートでいただいたご意見を参考に、更に具体的なニーズ、また本格的に実施した場合の問題点等を把握することを目的として、学童保育所への昼食の配達をこの冬休みに試験的に導入できないか検討させていただきました。冬休みに試験的導入を実施するに当たり、市内の事業者6者にご相談させていただいたところ、子ども向けのお

弁当には対応できない。代金はお弁当配達時に徴収させていただきたい。平均してある程度の注文数を確保できないと難しい。注文から決済までを保護者と事業者の間で完済する仕組みがないので、今後社内で検討したいなどのお声をいただきました。

そこで、既に他市の学童保育所で昼食の配達経験をお持ちであるならコープさんにご相談させていただいたところ、ご協力いただけるとのご返事をいただくことができましたので、あくまで試験的ではありますが、この冬休みに実施させていただくことといたしました。

それでは、資料1、2をご覧ください。

今回の学童保育所への昼食配達試験的導入につきまして、令和7年11月17日付で、12月、1月にご利用の児童約700人の保護者に対しご案内させていただきました。ご利用を希望される保護者におきましては、ならコープへの組合員登録、学童用お弁当の利用登録、引き落とし口座の登録が必要で、申込みが完了した保護者には順次個別にお弁当注文専用の二次元コードと、資料3の期間中の献立表をご案内しております。ちなみに、令和7年12月5日締切り時点での登録者数は109人となっております。

なお、先ほどもご説明させていただきましたが、今回の試験的導入は、あくまでさらなる具体的なニーズや本格的に実施した場合の問題点等を把握することが目的でありますので、春休み以降の実施については、今回の試験的導入の後に保護者、子ども、支援員、事業者へのアンケート調査を実施し、利用状況やご意見を踏まえ、支援員の業務への影響などの調査も行い、改めて今後の提供の可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

杉本副委員長 ただいま説明いただいた件につきまして、何かご質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 私も学童のお弁当につきましては、市民の方からいろいろとこういった件につきましてはご意見をいただいていた、この間ずっといただいていたということでもございましたので、委員会のほうで一部そのような意見を言わせていただいたんですけども、こういった形で踏み切っていただいたことに感謝を申し上げます。

アンケートをまず実施して、対象者818人を対象にされて、30%ぐらいの回答率でありまして、やはり求めていただいている方、今回登録数が109人ですか、非常に高い数字も出ております。これがどんな形で、子どもたちの学童の保育の中で影響するかというのは、これは今から試験日ということでもございますけども、そんな業者が、市内も6者の中で、なかなかこの学童保育の支援員さんたちにご負担をかけないような形でやっていただくということも、ちょっとそういうこともいろいろと他市町村で聞いていましたので、できないかなということも申し上げていたんですけども、今、1者できるということで、受けていただいたことは非常によかったなと思います。まずやってみなきゃ分かりませんのでね。ただ、非常に保護者の方が、冬休みも、もちろん長期休暇の学童というのは朝早く、通常と違って1日中学童保育で過ごすわけですから、朝の早い段階で保護者が、特に共働きの家庭の中では、お弁当をお母さんが作って、いつもだったら給食だけでも、お弁当を作って持たせないといけないという、この家事負担について、保護者にこういった支援もするという形で、今回は

やっていただきました。これ、人数的に毎日利用したいという方がたくさんだったら、その成果、学童5つありますよね。その5つがどんな、どの学童さんが多いかというのも、それはその日によっても違って来るだろうと思いますけども、少ないところから利用を認めていただいた業者さんには頭の下がる思いですよ。市内もいろいろとこういった、1つの事例を持ってやっていただいたら、またこういったウェブシステムでやるというのは、直接費用負担とかもあるので、非常にいいやり方だと思います。

ただ、ちょっと質問なんですけども、今、市内事業者さん皆さんに聞いていただいて、このお弁当が届く時間帯も、多分食べるまで、ご飯の、午前中に配達になると思いますけども、それが届きまして、支援員さんが、まだ支援員さん、これからアンケート取ったりしますと言うてはりましたけども、支援員さんにご負担にならないやり方というか、保育の仕方も含めて、支援員さんの声というのはまだ全然聞いていただいてないのかな。というのは、あと、例えばご飯食べました。お弁当箱だったら自分たちで、もし残飯があったら持って帰りますよね。その支援員さんがそのお弁当を回収したりとかしなあかんのか、ちょっとそこらも見えないので、負担になると、今、学童も非常に学童環境、厳しいじゃないですか。だから、その負担というのが、1人で大勢の皆さんを、子どもさんたち見ていただいている中で、1つ業務が増えるということについてはどのように考えていらっしゃるのか、それともまたその負担を軽減するために工夫なさっているのか、ちょっとその辺りを教えていただきたいんですけど。

杉本副委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

学童支援員に声かけさせていただいたところ、やっぱり残飯の処理であるとかごみの処理、そこはやっぱりすごく気にはされていました。今回ならコープさんのほうで残飯も、容器が、使い捨ての容器ではあるけれども、もう残飯ごとその日のうちに持って帰らせていただきますということであったので、支援員のほうは、それであれば大丈夫ですねという話をいただいております。

杉本副委員長 川村委員。

川村委員 業者さんがそのしまいをしていただくということでもありますね。非常に助かりますよね、そこは。ただお弁当を、私は1つ、もうそのままお子さんたちが持って帰る。これは家庭の中で、やっぱり今日の調子、だからご飯、こんなお弁当を入れてくれはってるねんなど、そのことについて家庭の中でも、親も弁当を作ってくれるからありがたいから、そのことについてはおうちの中でそんな話が、するかしないかというところですけど、お弁当を持って帰ったら、今日はおいしかったん、おいしかったから全部食べたんとか、やっぱりそういう会話ができて、体調もいろいろと、1日の、その日の1日の体調管理もできると思うんですよ。そういうこともまた1つの方法かなと。これからどんな、これ試験日ですので、どんな業者さんにまだ当たっていくか分かりませんが、必ず残飯を回収してくれる事業者さんばかりではないと思いますし、またその辺は、教育上どんなふうな方法がいいのかどうかというのは、またそれぞれの専門分野の方たちのご意見を聞いてやっていただけたらなと思います。

す。まだ始めていただく、冬休みから始めていただくということですので、ぜひ期待を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと2点だけ伺います。

まず、先ほどの説明の中で、市内の6者の事業者にヒアリングされたというところなんですけども、その中の理由として、対応が難しいというところが、子ども向けが難しいという回答だったという話がありましたけども、具体的にこの子ども向けの何が対応が難しいかというのは出てたかというのをちょっと教えてください。

それと、この事業を非常に、やっぱり何というかな、弁当はなかなか用意が難しい世帯にとっては、働いていらっしゃる世帯にとっては非常にいい、福音となる事業だと思うんですけども、ネックとなるのはやっぱり料金かなと。心配されている声もあったということで、その料金が今後、これが正式導入になったときに、量にもよると思うんですけど、ある程度この辺が下がっていく見込みがあるのか。ほかのところ、例えば奈良市がやってはるということでしたけども、奈良市なんかは恐らく学童の数が非常に多いと思うんです。それだけの升があるところであれば、やっぱり量の効果が働いて、値段が下がっているのかどうか、その可能性があるかどうかだけで結構です。

あと、これはちょっとあんまり考えると杞憂になるかなと言われるかわかりませんが、もし何か事故が起こったとき、食に関する事故が起こったときの責任の所在というのはどういう取決めになるのか、まだ試験運用なので、そこは煮詰まってないかもしれませんが、もし分かるようであればお願いします。

杉本副委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

市内6者にお伺いしたときに、子ども向けのお弁当というのはなかなか難しいということだったんですけども、やっぱり量と料金と、それに対するもうけが出てくるのかというのはやっぱり不安であるし、今はもう本当にそこまでもう考えていないというところもありましたので、ちょっと難しいお返事をいただいております。

料金の分なんですけど、この今五、六百円を想定したアンケートは取ったんですけども、コープさんのほうも600円程度になっているかと思うんですけども、本当にこれからちょっといろいろ検討していかれるのかなと思います。やっぱり数がそろわないと難しいというのも、やっぱり業者さんの意見が多かったのも、その辺も不安定やということもあったので、その辺も含めて、それは検討していただけるのかどうかというところかなと思います。

奈良市さんの分、今、話しさせていただいたんですけども、もちろん量は多いですし、一定の分があると思います。奈良市さんのほうは公費を少し導入されておりますので、その分数もたくさんある、注文数多いのかなというところもありますし、もともとの人数が多いので、ちょっと全く一緒として比べることは不可能だとは思っております。

以上です。

杉本副委員長 事故。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 事故についてはまだこれから、ちょっと検討させていただきたいと思います。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 まず最初の、子ども向けが難しい理由というのは、まさしくそこかなと思います。やっぱり事業者である以上、利益を出していかないといけないので、そういう小さなところの対応はなかなか小回りが利かないところはあると思いますけども、例えばこれを、何と言うかな、1者で難しい場合に複数で対応できたりするのかという、これは難しいのかな。というのは私、あるところで、過去に市内の事業者さんの弁当屋さんに幾つか掛け合って、非常に大量のお弁当を注文したことがあって、それも子ども用でした。ある程度数がまとまって見通しが立った、短期間でしたけども、対応していただいたこともありましたので、これも話の内容次第かなという気はするんですけど、ただ、学童の箇所が多いので、配達1か所というわけにはいかないの、その辺のこともあるかなと思いますので、もし、やはり事業者のプラスになることであれば、可能性としてはまた検討を続けていってほしいと思います。

それから料金に対してですけども、奈良市、公費等に負担されているんですか。この辺の考え方はまた、ちょっとまた別に検討が必要かなと思いますけども、やはり公費というのは、一部の方だけに投入するのは非常に難しい話だと思いますよね。そこで奈良市がどういう形で整合性取っていらっしゃるかわからないんですけども、投入できたらいいですけど、できないのであれば、やっぱりその辺の交渉をしていかなと駄目なんですけど、例えばこれが、この制度を導入するに当たって、葛城市だけじゃなくて、周辺市町村と声かけて、一緒にやりましょうやというようなこともやると、ある程度量がまとまる可能性もあるので、そういったことは検討されたかどうか。これが2つ目の質問でお願いします。

それから、事故に関してはまだ先のことなので分からないと。これも分かりましたけども、やはり何か、食の安全というのはアレルギーに限らず、やっぱり存在します。給食であっても、やっぱりウズラ卵を喉に詰まらせたりとかありましたよね。それとか、食中毒もやっぱり、やっぱり起こらないとは言いきれませんので、そういったところに対しての、やっぱり今後、この制度を採用するのであれば詰めも必要ですので、検討をよろしく願いしておきますということで、1つだけ質問、再質問お願いします。

杉本副委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 近隣の他市町村と一緒にできないかという話は全く検討しておりませんでした。

また、その辺も今後研究の1つにさせてもらいたいと思います。

杉本副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。福本委員。

福本委員 このコープさんのやつ、すごくありがたいなというふうには思うんですけども、この市内6者のところで決済方法だとかというところも、もう少し検討していかないと、市内6者が入ってこれないということやったと思うんですけども、これ、そこがもし、市内6者の方々がうまくお子様向けのご飯作れて、決済方法もオーケーになった場合、いろいろ選べる

ような、今日はこの業者さんのところ、今日はこの業者さんのところと選べるような形を想定、今後されていくのかどうかというところもちょっと教えていただけたらと思います。

杉本副委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

今おっしゃるとおり、いろんな選べる方法というのが一番いいのかなと思います。ただ、本当にそうなってくると、事業者として数が少なくなるというのもあるのかなとも思うんですけども、例えば違う市で、この地区の学童はこの業者さん、この地区の学童はこの業者さんと、いろいろ同じ市内でも地区を分けてやっておられるところもありますので、それも研究してまいりたいと思います。

杉本副委員長 福本委員。

福本委員 ありがとうございます。もちろんそういったバランス取っていただいたりだとか、また、月曜日はこの業者さん、こっちに移動するというふうな、ぐるぐる回ってもらうような形も想定できる部分もあるのかなというふうに思いますので、まずは市内6名様ができるだけご協力いただけるように、またいろいろとご検討いただけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

木村委員。

木村委員 ちょっと聞かせていただきたいんですけども、これ、試験的に導入という形で、ちょっと難しいかもしれませんが、今現時点で、配達時間をこっちから指定するのか、向こうが何時に持ってくるのか、冷め切っていたご飯やったらおいしくもないのも分かりますので、それを試験的にはどういう、温めるものがあるのかとか、そういうのもちょっと考えておられるのかと、あと、さっき奥本委員が質問されたんですけども、今、何かあったときというのも、これ試験的にも導入するわけですから、今現時点で、試験的なときの導入のときにも、今何かあればすぐ対応できる体制は、今すぐは取っているのかとお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

杉本副委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

まず、試験的導入の時間帯は、子どもさんが、児童がご飯食べる12時までには配達していただけるので、11時半ぐらいには届けるというふうに聞いております。温かいのかという、温かさなんですけども、今回、ならコープさんのほうは全て保冷のバックに入れてきます。季節柄、今、寒い時期に当たりますので、そんなにきつい保冷ではないですけども、やっぱり冷たいままのお届けになるというふうには聞いております。それを暖める手段等は今は持っておりませんので、今回はそのまま提供させていただく予定としております。あと、試験的導入の部分での安全面という形なんですけども、そのまま支援員は届いたお弁当を注文された児童に配るというところになってきて、食の安全というのは、コープさんと保護者の間で成立するという形になるのかなと思います。支援員のほうはしっかり見守りはさせていただこうとは思っております。

以上です。

木村委員 今、コープさんとの、何かあったときはコープさんとのとあるんですけど、保管ね。言うたら、今は冬場で衛生的にはいける。今後先、導入されると。検討して、夏場に関してやったら暑くて腐りやすいとかあって、保管の状況が、こちらサイドが悪いとするならば、今、試験導入で返答は難しいと思いますけども、コープさん側も結局、うちはちゃんと持っていた、大丈夫ですと言われていても、やっぱり、いや、保管をちゃんとしてくれてなかったですやんというときの対応もやっぱり考えていかなあかんとは思うんですよ。その辺は今、ちょっと難しいかもしれませんが、ちょっと考えていただきたいんです。それと、この冷たいままは、普通の子どもたちが弁当持ってくるに当たっても冷たいままは分かるんです。それも結局どのぐらい冷たいのかと、ご飯が硬いのか、これ試食とかもこっちでされる予定はあるんですかね。

杉本副委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 まずは保管なんですけれども、コープさんが発泡スチロールの容器に入れて、保冷もして、その状態で届けていただけますので、配るまではもうその状態のまんまという形になりますので、学童でそれを分けて保管し直すとかというのはありません。その置いておく場所もあらかじめならコープさんと一緒に、ここにしましょうという話をされた上で、ここに置いておきますという形なので、特に支援員が触ることはないので、そのままお渡しするという形になると考えております。あと、冷たいままということですけども、もうコープさんが、それが安全性に問題ないという保冷の仕方ですと持ってきてくれますので、支援員がそれを触ることがないので、特に、何ですかね、今後夏場に向けての保冷を強化されたりとかというのはあるかなと思いますので、その辺は話していきたいなとは思っています。

杉本副委員長 試食会みたいなのはあるかというのは。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 試食会のほうですけども、一応各学童の主任支援員と子育て支援課2名と一緒に、試食は一度させていただいております。そのときは真夏じゃない、秋、まだ暑い時期だったので、保冷はよく効いておりましたので、ご飯のほうの試食はしてないんですけども、おかずのほうの試食はさせていただいて、冷たくても味はしっかりしていたかなとは思っています。

杉本副委員長 木村委員。

木村委員 試食もしていただいたということで、それはやっぱり確認は大事だと思うので、やりっ放しはいけないと思うので、ありがとうございました。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

なかったら、ちょっと僕から少し。これ僕、一般質問やって、やっていただいてすごい感謝しているんですけど、本格的に、今、試験という言葉が出てきたんで、本格的に始まるのは夏休みだと思うんです。できれば、それに目がけてと思うんですよね。そのスケジュール的に、この試験をやって、この後にアンケートとか取ったりしていくわけですよね。先ほどの登録が今、109人で、それは多いか少ないかは分かりませんが、取りあえずその先

のことは一旦置いていたとしても、今、いろんな方にこれ知ってやってもらわなあかんと思うんですよね。いろんな声も聞かなあかんし、ほんで、あんまり少なかったらこれ、もうなしって話にもなってくると思うんですよね。できるだけええもんを、例えば先ほど出たように、奈良市さんとかやったら公費負担しているといっても、葛城市、学童安いで、そこまででけへんと思うんです。多分奈良市さんやったら250円とか、公費で投入して250円親御さん負担とかでやっているし、めちゃくちゃ人数多いしって考えると、ちょっと例外になってきよと思うんですよね。ただ、値段的なものを下げやなあかんしって、いろんな問題ある中で、もっといろんな人の声を聞かなあかんなど思っているんですよ。これ、どういうアナウンスをこれからやっていかはるんですかね。アナウンスと、これからの進行具合ですよ。僕はできれば夏休みのときには1回、もう実験的じゃなくて本格的に導入という形にしていけたらなと思うんですよね。もちろん長期間お休みといたら夏休みが、僕は親御さんらはメインやと思うんでね。そのスケジュール的なものってどういうふう考えてはるのかと、あと、どうPRしていつてはるのか、お願いできますか。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

まずはPRの仕方なんですけども、学童に来られている方に手渡しで、支援員の方から皆さんに配らせてはいただいております。もしそれで、たまたまそのときに来られてない方とか、その月の利用のない方もいらっしゃるの、一応、今やったら冬休みに登録されている方には、渡せなかった人にはこちらから郵送で送らせてはもらっていますので、今の冬休みに利用される方には、全部保護者にはお渡しさせていただきます。

今後のスケジュール感なんですけれども、本当に私たちも初めてのことなので、ちょっと本当に、できればいいなどは思っているんですけれども、というところもあるんですけれども、まだできるかどうか、まだこれを踏まえてからになりますので、夏休みとまではちょっと言いきれません。

杉本副委員長 アンケートでぜひ使ってみたい的な人数は200オーバーぐらいではる中で、今登録100人というのは、そこぐらいまではちょっと、できれば持って行きたいですよと思うんです。使おうという意思のある方が、アンケートの段階では230人ぐらいおられたわけなんでね。ほんで、知ってはる人は知ってはるんですけど、何か、そうなん、始まんのみたないな関心のない人もおられるかなという、僕の肌感なんで。ほんでこれ、次の議会でも聞くと思うんで、できるだけ頑張ってください、せっかくやろうとやっていただいているんやからね。いろんな問題あると思うんです。味がどうか、奈良市さんでも聞いたらいっぱいクレーム出るのは出るんですけど、喜んではる方が大半というのはもう分かっているんで、僕は奈良市さんの声聞いて。しっかりとやっていただけたらなと思います。また次の議会でも聞きたいと思います。

ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、これで(1)学童保育事業の進捗に関する事項については以上と

いたします。

次に、(2) 令和8年度の保育事業に関する事項についてを議題といたします。

本件では、華表保育園についての報告がございます。

それでは、理事者より説明願います。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いたします。私のほうからは、華表保育園の認定子ども園への移行についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

葛城市南藤井にございます社会福祉法人藤華会華表保育園より、令和8年度の4月より幼保連携型認定子ども園に移行するための準備を進めている旨の報告が9月の末にございましたので、ご報告させていただきます。

葛城市内には既に公立の幼保連携型認定子ども園が1園、民間の幼保連携型認定子ども園が1園、民間の幼稚園型連携認定子ども園が1園ございます。教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設となっております。

認定子ども園に移行することで、2号認定と呼ばれる保育が必要な3歳から5歳児については、入園後に就労等をやめた場合など、保育の理由がなくなっても、認定区分を変更することによって転園することなく継続して通園することができるようになります。華表保育園の定員につきましては、現在、保育所として270名となっておりますが、うち10名程度を幼稚園として利用する1号認定の枠とすることで、定員の総数に変化はございません。新たに1号認定児を募集するのではなく、入園後に保育者の就労等をやめた場合等の受皿としての運営を始めたいとのことでございます。

今後のスケジュールにつきましては、認可につきましては都道府県知事が行います。12月中に華表保育園から奈良県知事宛てに認可申請が提出され、2月下旬に県において幼保連携型認定子ども園審議会が開催されます。審査が終了すれば認可される予定となっておりますので、ここでご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

杉本副委員長 ただいまご説明いただいた件について、何か質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 ただいま報告いただきました、その認定のちょっと変更があったときの対応ということで、それは非常に保護者さんから見たときに、いろんな状況変化のとき、私ども相談よくあります。それによって保育園、幼稚園の保育の環境が変わるということが、非常に当事者にとっては厳しいものであらうと思っております。こういった形で、まだ数名であっても、そういった受皿をつくっていただくということはありがたいのかなと思っておりますので、またこれからも保育ニーズというものを、できるだけ多様なやり方でやっていただきたいと思いますんですけども、それによって影響されるものと理事者のほうが考える、行政が考えることって、何か問題点ありますか。

杉本副委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

今ご質問いただきました対応についての変更でございますが、特に変更等はございません。

定員につきましても変更ございませんし、それに合わせた職員の配置等にも問題ございません。私立のほうで運営していただくこととなりますが、今のところ特段、申請の段階でいろんな書類等を今、整えておられる段階ですので、設備等何か必要になるということもないとは聞いておりますが、特段今までどおりの運営でいけるかと思っております。よろしくお願いいたします。

杉本副委員長 川村委員。

川村委員 それでしたら、柔軟的な園としての対応ということですので、進めていただければと思います。

これで以上です。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 委員長、まず確認ですけれども、これは令和8年度の保育事業に関する事項についてという調査案件になっていますので、華表保育園以外の、要するに市全般の保育事業についての質問でもオーケーですか。

杉本副委員長 華表の認定こども園のこの後でいいですか。その質問だけ先、先行で受けて、ほな後で聞きます。

この、ほな、そしたら華表保育園さんの認定こども園化について、何か質問ございませんか。

ちょっと、なかったら僕から1つだけ。これ、そういう動きになっていくんですかね、これから保育園さんって。認定こども園を取っていくみたいな形になっていくのかなという。それがええか悪いかはちょっとあんまりよく、ええんでしょうけどね。そういう動きになっていくんでしょうか、予想としては。

西川課長。

西川こども未来課長 ご質問ありがとうございます。

これからどのような動きになるかということですが、今現在こども家庭庁の資料によるものなのですが、全国的にも認定こども園の数自体は増えております。統計資料によりますと、平成19年には全国的に105の施設があったようでございますが、平成29年には5,081、令和元年には7,208、直近の今年の4月の1日には1万1,212件と、施設数は増えております。現在保育所として運営されているところがこども園化されるということも増えてくるとは思いますし、今後新たに設置される場所というのは、こども園として設置される場所が多くなっていくのではなかろうかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

杉本副委員長 そしたら、保育事業に関する事業について、ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 では、この葛城市の保育事業に関しての質問、関連になると思いますので、質問させていただきます。

まず、今回華表保育園が民間の幼保連携型の認定こども園へ移行されるということで、県

の審査を受けられる。以前、私もかなり昔になりますが、一般質問で、民間保育所に限らず、新たに認定こども園をつくる際に当たっての審査のところの審査項目で、特に奈良県では園長の条件として、保育事業に関わっている経験を挙げていらっしゃいました。これも私の一般質問、その後、これを踏まえて谷原議員もその後されていますけども、葛城市の磐城認定こども園、今、市長が園長を兼任されております。これについては、自治体の首長がやるというのは特例措置で、一応できるという話なんですけども、今現状、奈良県では、県内で保育園の園長を、認定こども園も含めて、保育園の園長も首長がやっているところ、ないんですよ。うちだけなんです。これについて、引き続き研究していただけるということでおっしゃっていました。認定こども園のところをどうするんですかというところで、今、市長はまた兼任されていますけども、この認定こども園の園長、これからどんどん増えていくという先ほどの話でした。全国のところではやはり、保育園の運営事業者が認定こども園なりされていくとなってくると、やはり国の指針にのっとって、県もそうですけども、保育経験者というところの条件がやっぱりついてくるんですよ。周りが全部そういう形になっていく中で、葛城市はいつまで首長が兼任していくのか、その辺の見通しをちょっとお伺いしたいと思います。

杉本副委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

以前からそのようなご質問をいただいていることは承知させていただいております。事前に、数年前になるかとは思いますが、説明させていただいている前任者になりますが、今現在、主任というような保育士を設けておりましたが、副園長というような形、副所長というような形で、現在運営をいたしております。そのような経験者、経験数年間、どれぐらい要るかというような問題がございますが、経験を備えているという意味では、そのようなところでカバーできているのかなというふうには考えております。今後、副園長もおりますので、その辺のところと調整しながら、今後も運営を進めていくことになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 今後もこの体制で続けていくということですよ。副園長、いいんですよ、それで。でも副園長もやはり保育経験者なんですよ。本来は、それよりも園長というのは常駐していることがやっぱり重要なんです。その常駐されているということをやったり重視する上でも、やっぱりこの首長が兼任されているということは、やっぱり保育現場にとってそれが果たしているかどうか。だって、それがよければ、今現状でも、奈良県内含めて全国でも、首長が兼任されているところももっと多く残っていてしかるべきなんです。ところがそれがどんどんなくなっている。奈良県内に至ってはもううちだけなんです。やはり常駐しているということと、やはり保育経験というところが重視されているから、そういう動きになっていると思うんですよ。だからいつまでもこれがいいのかどうか。何がいいか私もよく分かりませんが、やはり保護者にとっても、園長先生、いつでもいてはると。職員さんにとってもやはり何かあったときにすぐ相談できる、今でも相談できる体制を取っていらっしゃる

るとおっしゃっていましたが、やはり常時いてる、いてないというところの問題は大きいと思いますので、これは引き続き私、検討していただきたいと、もうこのままいくというふうにはじゃなくて、やはりどこかで、本当にこれでいいのかどうかというのをもっと真剣に考えていただきたいと思います。もうこれは要望になりますけど。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、(2) 令和8年度の保育事業に関する事項については以上といたします。

次に、(3) 部活動の地域展開に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は令和7年度及び令和8年度以降に向けました部活動の地域展開の9月議会以降の進捗及び今後の予定についてご報告いたします。

まずは資料の1、部活動地域展開実証事業中間報告をご覧ください。

1 ページ目に記載のとおり、今年度7つの学校部活動を地域展開し、休日は地域の方の指導のもと、活動に取り組んでおります。また、今年度新たに設置したソフトボール部については県大会で優勝し、近畿大会にも出場することができました。地域クラブ活動の実施に当たっては、事前に学校の教員及び指導者と数回にわたって打合せを行っており、これまで大きなトラブルはなく、活動が進められております。

続きまして、2 ページ目には教員からの意見、そして、3 ページ目には地域の指導者からの意見を掲載し、4 ページ目には成果と課題について整理をさせていただいております。成果といたしまして、専門的な指導や複数体制の確保により、活動内容の充実を図ることができたことや、教員の働き方改革の一助となっている点が挙げられます。また、市のスポーツイベントや社会体育への参加が進んだことは地域展開の大きな成果であると考えております。その一方で、これまで教員が担っていた競技役員や公式戦の運営等をどこまで地域の指導者に担っていただくのが大きな課題となっております。また、出場枠が限られている競技の選手の選定等については、平日の指導者と休日の指導者の連携が不可欠でございます。また、活動場所の割当てや鍵の施錠についても課題として挙げられておりますので、令和8年度に向けて整理をしていきたいと考えております。

今後の予定といたしまして、今月に中学校の教職員へアンケートを行い、地域クラブへの関わりについて、意向の最終確認を行います。また、小学校の5・6年生には地域クラブの種目等についてのニーズ調査を実施いたします。2月には実証事業の総括を行うため、教員、指導者、生徒、保護者を対象にしたアンケートを実施する予定でございます。

続きまして資料の2、令和8年度部活動地域展開指導候補者数をご覧ください。

前回の報告より地域の指導候補者が4名増え、27名となっております。先ほどお話しいたしました12月実施の教員アンケートの結果を踏まえまして、最終の調整を進めていきたいと

考えております。複数による指導者体制が確立できていない種目については、競技団体への依頼、それから県の人材バンク登録者の活用等により、指導者の確保に努めたいと思っております。

最後に資料の3、令和8年度葛城市地域クラブ活動について（案）をご覧ください。

これは2月上旬から中旬に、それぞれの中学校で実施される新入生の保護者説明会にて、教育委員会から説明を行う資料の案となっております。部活動の地域展開に関わるこれまでの経緯や考え方、スケジュール等についての説明及び令和8年度の活動についての説明を行う予定をしております。この案は先日開かれました本市の部活動の検討委員会でも委員の皆様にお示しをし、ご意見等を頂戴しております。

5ページ目をご覧ください。

ここでは地域クラブにおける受益者負担について記載をしておりますが、今後、国が示します保護者負担の目安の額及び国・県からの補助金の動向も踏まえまして、保護者会までに最終の決定をしていきたいと考えております。なお、在校生である現中学校の1・2年生についても、新入生の保護者説明会と同時期に説明をさせていただく予定をしております。

以上、ご報告となります。よろしくお願いたします。

杉本副委員長 ただいま説明いただいた件で、何か質問等ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 部活動についてはもう本当に、もう以前からいろいろ検討していただいて、葛城市がほかのところのをそっくりそのまままねするということができなくて、これは地域性があって、非常に難しい手探りの状況で、結構うまくやっていたらいいなと私は感じております。ただ、やっぱりネックとなるのが指導者の人材をどう確保するかということなんですよ。これについて、いろんな事業者と連携されているところもあれば、以前視察に行った長崎のところでしたら、近隣の学校、高校、大学と連携してということもございます。葛城市はなかなかそういう事業者も、高校も大学もないんで、そこは難しいところなんですけども、その中で、いろんなこの人材バンクで登録者が増やしていただいているというところで、一定これはもう理解できるし、よくやっていたらいいなと思うんですけども、過去に、今もう葛城市に高校がないので、市外に通っていらっしゃる高校生、あるいは市外の進学された大学生とかもそうですけども、やはり過去に市内の両中学校で部活をされている方も結構いらっしゃるんです。そういった方が、何とかな、常任じゃないにしろ、スポット的にでも登録していただける制度というのがやっぱり葛城市にとっては有効かなと思うんです。

その理由としては、この間、もう手前の話になりますが、當麻小学校の150周年の事業がありまして、金管クラブ、吹奏クラブですね、金管クラブのOB含めたバンドというのが、1日だけですけども結成されました。そこで、やはり短時間ですけども、過去に當麻小学校、白鳳中学校の吹奏楽、あるいは高校でもやっていたらいい方、社会人となって続けていらっしゃる方が来て、短時間で指導していただけたのを見て、やはり現場の先生も非常に助かったという声もありましたんで、そういった、それこそ潜在的な、スポットで対応で

きる大学生とかの協力を求めるというのも1つの方法かなと思いますけど、具体的にそういったところの対応って今、何か動かれているんでしょうか。

杉本副委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

もちろん人材バンク登録、ここに登録してくださいというお願ひはしているんですけども、なかなかそれで、競技によっては十分でない競技もございますので、それは関係者の方から紹介していただいて、こちらからも積極的に声かけをしていこうかなというところは考えております。

以上です。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 それはしていただいているんですけども、私言ってるような大学生とか高校生、高校生は難しいかなと思う。時間に若干余裕のある大学生とかは、実際ここにどれぐらいの方が人数として入ってるんですかね。そういうところの声かけというのは、普通にしてもなかなか集まらないんです。先ほど言った當麻小学校の例でも、実行委員会とか学校から声かけたけども、最初全然集まらなかった。要は、そもそもの卒業生に直接アプローチして、そこから広げていかないと難しいんです。あの辺の年代層というのは。そういうことを実際にやっていらっしゃるかということちょっと聞きたかったんです。

杉本副委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

資料の2のところ、現在の指導者の登録数が載っていると思うんですけども、その中で、例えましたら教員だけの登録になっているところとか、人数の少ないところ、そこを中心に、例えばバスケットボールが今、教員だけの見込みになっておりますので、OBの方等にちょっと今度声かけに行く予定を、もう既に考えております。

杉本副委員長 椿本教育長。

椿本教育長 今、課長答弁したところにちょっと補足するんですけども、委員聞いていただいているのは、今の現役高校生、あるいは大学生、特に地域の学生の、学校への部活動への関わりかなというふうに思っているんですけども、今この、あくまでも地域展開したときのクラブの指導というのは、やはり地域の方に広く長くやっていただけるということを前提に考えております。委員おっしゃっていただいているように、大学生が時間のあるときに、いわゆるスポット的に指導に来ていただくというのは、今現在でも教育実習に来ていただいた子ども、学生を、引き続き学校ボランティアという形で、部活動や、また放課後の学習支援に来ていただけるような仕組みもありますし、そういったところで、多くの学生も実際のところ指導にも来ていただいているというのは現状としてありますので、聞かれているところはそこかなというふうに思っております。

以上です。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 理解いたしました。教育実習に来られている方ってなかなか目のつけどころがいいなと私、

思いました。やはりその方から同じ年代の層にアナウンスしていただくという仕組みがあれば見つけやすいかなと思いますので。なかなか市の広報とか、何というか、ホームページ、若い方は見てないので、ほとんど。だからやっぱり自分たちのネットワークのSNSとか、あるいはそういう仲間内の話を通じて広がっていくものですから、そこにやっぱり違う方法でアプローチというのが重要かなと思いますので、今の教育実習生というのは非常にいい方法かなと思いました。引き続き、やはりその指導者のところがこれから先の大きな課題かなと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

これ、来年もまたちょっと増えてって話だと思うんですけど、仕組みとしてはそれでいいと思うんですけど、子どもら、どうなんですか。やっている最中というか、ぱっと見る限り、仕組みで、それはそれでええけど、内容的にはどうなっているんですかね、今。これ前も聞いたかもわからないですけども、簡単に言うたら合同練習みたいな形になるわけじゃないですか。子どもらはね。その辺がどうなっているのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

基本的にはそれぞれの学校の部活動を、そのまま地域のクラブのほうに持っていく形を想定しておりますので、それぞれの学校のクラブがそのまま地域クラブに入る形になるので、合同というのは、どちらかの学校にしかないクラブとかは合同と考えておりますけれども、基本的には、それぞれの学校での活動の予定をしております。

以上です。

杉本副委員長 その合同というのはどれになるんですか。これで言うと。8年ですね。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

資料の3の6ページをお願いいたします。こちらに来年度のクラブの一覧という形で載せさせていただいております。

杉本副委員長 合同って入ってるやつか。ごめんなさい。書いてあるね。

森本学校教育課長 新中、白中と書いてあるやつはそれぞれで行わせていただく予定をしております。

その中で、バレーボール部と柔道部、それから女子ソフトボール部、相撲部、コーラス部、この辺りは合同でさせていただく予定をしております。

以上です。

杉本副委員長 最初の質問に戻るんですけど、この合同でやっている子どもたちはうまいことやっているのかという質問です、だから。うまいことやれているのかという、例えば、僕らの昔やったら、言うたら敵チームと練習みたいなイメージなんでね、僕からしたら。それをうまいことできているのかという質問なんですよ、だから、最初に戻ると。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。よろしくをお願いいたします。

今年実証事業をさせていただいている中では、まだ両校の生徒が一緒に活動しているという実態がないです。

杉本副委員長 来年から。

森本学校教育課長 来年からというところもございますので、その辺りはちょっと、活動のほうをしっかりと見ていきたいなと思っております。

以上です。

杉本副委員長 お願いしておきます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、ここで、学校関連で理事者側より2件報告事項があると伺っておりますので、許可いたします。

まず、1件目といたしましては、新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事に関してでございます。

それでは、報告願います。

葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしく願いをいたします。

令和7年6月定例議会において議決をいただきました新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事について、現在工事のほうを順調に進めさせていただいております。屋内運動場の改修は予定どおり令和8年2月末に完了する予定ですが、6月議会で説明いたしました事業の進め方を前倒ししていく予定がございますので、報告をさせていただきます。

お手元に資料のほう、配置図のほうをご覧いただきたいと思っております。

こちらは令和7年6月定例議会における厚生文教常任委員会での資料になりますが、資料に幾つか四角で囲んだ3か所ございますが、ここが今回追記をさせていただいているところでございます。

まず、前倒しで進めますのは、仮設校舎の建築でございます。当該工事におきましては最初に屋内運動場の改修を進め、その後、仮設校舎を建築し、管理棟の改修を行うことを説明させていただいております。この流れに変更のほうはございません。仮設校舎の建築につきまして、屋内運動場の改修後に工事箇所を覆います仮囲いを移し替えて進める旨をお伝えしておりましたが、全体工事の完成に向けまして、できるだけ余裕を持った工程を確保していくということで、予定を1か月早めまして、令和8年の2月から仮設校舎の建築に着手をしまいたいと思っております。また、仮設校舎の建築後に管理棟を仮設校舎へ引っ越ししていく作業につきましても、こちらは可能な限りで前倒しをして進めていきたいと考えております。

この影響といたしましては、運動場の狭くなる時期が少し早まってくるということと、引っ越しの時期になりますが、こちらについても学校とも協議をいたしましてご了解をいただいているところでございます。安全面につきましては、仮囲いにより工事エリアを区分し、交通誘導員を適切に配置いたします。また、毎週学校、工事事業者、工事管理事業者と一緒に

に現場で打合せを行っております。工事の進捗に合わせまして、安全計画を確認しながら、しっかりと児童の安全を確保してまいります。工事の進行に当たりましては、引き続き学校運営と安全管理に十分配慮しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上になります。

杉本副委員長 ただいまご説明いただいた件で、何かご質問等ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 交通誘導員の配置場所というのはどこに当たるのでしょうか。どこから工事車両が出入りして、どこに配置されるかお願いします。

杉本副委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、工事車両につきましては、この配置図でいきますと中央の南側、屋内運動場の少し右側下に南校門と書いてあります。こちらが車両の進入口になっておりまして、この門につきましては、基本的に常駐をさせております。その後、内部に入ってきたときに、子どもたちと動線が重なるような時間帯、また場所というのは工事のたびに変わってまいりますので、必要に応じてその場所に配置をしてみたいという形になります。特に仮設校舎の建築の際に当たりましては、南門から仮設校舎の建築場所までに入ってくるところで、南棟と書かれているところから運動場側へ出てくるところが一番の動線になってまいりますので、ここに配置のほうをしていこうということで、今計画はしております。当然その日、その時間帯によって変動がございますので、それに応じた配置のほうをしてみたいです。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたら、工事車両の出入りする南門のところが常駐1人と、敷地内で児童の誘導というのが1名の、計2名がいてらっしゃるという認識でよろしいんですね。確認だけで。

杉本副委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、校門のところには1名必ず常駐になります。あとは工事車両の度合い、その日、特段車両数が少ない場合というのは、そんなに2名も配置するのも無理がございますので、その場合は1名になっている場合もございます。

以上でございます。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

木村委員。

木村委員 ちょっとお聞きします。これ仮囲い、仮設校舎をされるときもされるのでしょうか。この位置的なものと、これ毎週、ほんで安全計画の確認とかしておられる、それは何をされているのかお聞きしたいんです。というのは、1回僕、ちょっと見に行ったときにも、実際仮囲い、入り口が開いてたり、それは注意させてもうたんやけども、そういうのもあるんです。だから、何を安全で確認、ちょっとされているのか、ちょっと教えていただきたいです。

杉本副委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ありがとうございます。またそのようなことがありましたら、直接私どものほうにもご連絡いただきましたら、何か不具合ありましたらご注意はさせていただきますので。毎週の定例といいますのは、それ以外にも工事の進捗も含めてさせていただいております。

が、当然現場でさせていただいておりますので、そこで状況のほうを見させていただくのと、安全計画と申しますのは、今、仮囲いの位置とか、そういうことを次、変化させるときに、どういうふうに配置をするかということになりますので、必ずしも毎週新しい計画があるとは限らないんですけども、どこにどういうふうなものがあるとか、そういったことを学校も含めて共有をさせていただいているということですのでございます。仮囲いの位置なんですけど、今ちょっとこの図には落としてないんで、申し訳ないんですけども、大体今、仮設校舎がこの配置図にございますが、ここからグラウンド東側に、用紙でいいますと、紙の右側に向かって、10メートルぐらい離れたところに仮囲いがずっと南北に延びていきます。あとは仮設校舎の南側に対しましても、大体6メートルか7メートルぐらいの距離で離れたところで、仮囲いのほうをしてまいります。

以上でございます。

杉本副委員長 木村委員。

木村委員 南門を向いて6メートルのところでは仮囲いをするということですよ。これ、子どもたちの通るところ、だいぶ狭くなると思うんですけど、その関係性、ちゃんと理解されているのかと、あと安全の確認って、工程とかいろいろされていると思うんですよ。僕言うてるのは、仮囲いであつたり足場であつたり、直接的に子どもたちに危険が及ぶやつは、点検表であつたり、それを行政側としてしっかり確認をさせていただいているのか。なぜかという、やっぱり昨日も風がすごい吹いてます。ほんで、道路端でやったら朝顔がついてます。朝顔って足場の専門用語なんですけど、朝顔がついてます。それに関して、結局、風が吹いたらその後に確認をされているのか。それをしないと、もしも倒れたら。ほんで、よく工事業者であるのが、控えであつたり、壁から取っていると思うんですけども、それも業者は確認されてるとは思うんですけども、これもちゃんとした書面でちゃんとチェックをしているのかだけ、ちょっと教えてください。

杉本副委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 そうですね、一応書面でというものは特段は、今はない、我々の側のということですよ。市側のほうで書面でというものは、今はちょっと準備はさせてもらってないですけども、そこは現場に行って目視で確認をしてというところで、今は対応させていただいているというところがございます。朝顔等、今ついている部分につきましては、設置した段階では確認はさせていただいて、あとはそうですね、定期的に我々がそこを見るというところまでは今、できてはおりません。

杉本副委員長 木村委員。

木村委員 それもちょっと、やっぱり週であつたり、業者によって違うと思うんです。週であつたり、月であつたり、何か風が吹いたときであつたり、点検事項、足場をしていると思うんです。しないといけないんです。それをしてるのを、ちゃんとそれ、現状と合うてるのか、安全の確認をされているということなので、それをしっかり確認してもらわんと、ただやってます、分かりましたじゃいけないと思うんです。これ、特にほんまに子どもは生徒数多いんで、子どもたちってそういう足場とかも好きなんで、触ったりとかしますんで、ちょっとこれから

また、それを確認される場合はしっかり、ちょっと現場確認、ちょっとしていただいて、僕も見るときは一緒に見に行きますので、またその辺だけよろしく願います。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、この件はこの程度にとどめさせていただきます。

次に、2点目として、i S p a c e に関してでございます。

理事者より説明をお願いします。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。よろしく願います。

i S p a c e の閉鎖・移行について、口頭のみ報告でございます。

本市では誰ひとり取り残さない学校教育の実現を目指し、不登校の支援の取組といたしまして、学校内の居場所として I r o o m、それから新庄小学校の学童保育所を利用させていただいて、小学生の適応指導教室の I r o o m プラスなど、学びの場の充実に取り組んでまいりました。そして、学校に登校できない、または登校しづらい児童・生徒のための学びの場、居場所として、インターネット上のバーチャルルームに i S p a c e を開設し、人とのつながりや学習の機会を提供してまいりました。

令和7年度に入りまして、県の教育委員会において公設のフリースクールならコネクトを設置され、本市と同様にバーチャル空間を利用したオンラインスクール、C o c o r o キャンパスというのが整備され、教員によるライブ授業や児童・生徒同士の交流機会など、より充実した支援を受けられる環境が整いました。このため、本市の i S p a c e は令和7年11月末日をもって閉鎖し、今後は県教育委員会が運営するならコネクトを利用した支援に移行いたしましたので、ご報告いたします。

なお、移行に当たりまして、利用登録者の方が4名おられたんですけど、今年度の実績は入室がない状況でございました。4名の方には個別に説明を行いまして、あと、全ての保護者の方には案内をさせていただいております。

以上、報告でございます。よろしく願います。

杉本副委員長 ただいまご説明いただいた件について、何か質問等ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。ちょっと私も小耳に挟んだので、どうなっているかなと思って気になっていたんですが、報告いただきましてありがとうございます。

これまで4名が利用登録されてたけども、利用実績は無かったというところなんですけど、これ、たしか説明のときは、不登校というよりもひきこもりという言葉が説明の中で出ていたかと思うんです。その方に対して、うまくこれ、登録はしていただいたけども使ってないということは、うまくアプローチできてたのかなという。県に移管しても、そこでまた同じような状況が続くのであれば、この事業の意味というのが、本当は決算でやるべきかもしれませんが、事業の意味というのをちゃんと分析されているのかどうかですわ。その辺り、どうでしたか。

杉本副委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

今年は利用実績がなかったんですけど、令和6年度は実績がありましたので、ちょっとそのところは訂正させていただきたいと思います。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 登録したから絶対使えというわけじゃないとは思うんですけども、やはり県に移管するんであれば、県のほうでもやっぱり使いたい方は使っていただきたいという、その辺継続性が求められる事業だと思うんです。利用がないからなしにするというのも乱暴な話だと思いますので、やはり県に移管した以上は全く知らんじゃなくて、やはりこういう制度ありますよというのを引き続き、年度替わっても続けていってもらわんと駄目やと思うんで、その辺はよろしく願いしておきます。

杉本副委員長 これ僕、ちょっと最近聞いてよく分からないんですけど、今まで葛城がやってたやつが奈良に、簡単に言ったら奈良県でやってるやつに変わるということですよ。これ、よくなるんですか。中身どう変わるんですか。単純に登録替えとかの話じゃないと思うんですけど。今の話と、奥本委員さんの話と一緒に、やっぱりうまいこと使っていただくために、ええものに動くんかという、その辺がちょっと見えないんですけど、どうなんですかね。

椿本教育長。

椿本教育長 いろいろありがとうございます。このiSpaceについては、今説明ありましたように令和6年の1月に仮施行からさせていただいて、いわゆる奈良県よりも先行的にやらせていただいているところです。今回、このならコネクトの中のこのCocoroキャンパスというのは、この6月末に開設されただけでありまして、奈良県のほうでは、本市のほうでは時間的な制約等があって、平日の1時間の開設しかできなかったんです。ただ、1時間の間でも心理士と相談ができるということもあって、ご利用いただいた子どもさんもおられるんですけども、この今、令和7年度の4名というのは、そのうちもう2名は、一旦は入室も昨年はされて、そしてI roomプラスとかI roomにも行けるようになって、今、学校のほうにも数日行けるようになっていくという状況で、改善された中で、登録は残っているから4名というところでさせていただいています。新規の登録というのは1名だけでございました。令和7年度については。

この奈良県の今、Cocoroキャンパス、これ奈良県広域フリースクールということで、小学校5年生から中学校3年生まで広く、奈良県内の児童・生徒に対して授業配信、ライブの授業配信であったりとか、もちろん心理士も常駐する中で教育相談もできるということで、非常に内容も充実して、そして平日時間帯も4時間半ぐらいつなげるような状況にもなっているということで、本市のほうをこのまま継続して、本市においては継続してほかにつなごうということで、今まで取り組んできたところでもありますので、このバーチャル空間を常時開設して子どもたちの居場所づくりというよりは、今あるI roomや、また、I roomプラスにつなげるようにということで進んでまいりましたけれども、フリースクールとして使っていただくこのバーチャル空間については、奈良県のほうが非常に、今やられている

のは充実しているということで、そちらのほうにご案内をさせていただいたところがございます。

以上です。

杉本副委員長 それは登録者数、どれぐらいいてはるんですか。その奈良県のほうは。ええんでしょ、だって、ものは。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

登録者数については公表されておりませんので、ちょっと私どもも把握しておりません。

杉本副委員長 数も分からないですか。公表してない。これからもしないですかね。ええもんか悪いもんか、そこで判断できるのかなと思うんですけども、そういう判断基準じゃないということなんですかね。また、聞いといてください。ここで言うてもしやあないからね。何でなんて聞いといてください、それ。

ほか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと、先ほどの教育長の説明聞いてて、もう一つ重ねて聞きたいんですけども、葛城市のiSpaceは、さっきのiSpaceを卒業という意味を、それをうまく利用していただいて、I roomに出れるようになったと。これは1つこの効果があったということなんです。そこをやはり、学校に出てこれるところを目指すのであれば、県のCoco campusに、もうそこに通われるというか、バーチャルで行かれた方が、将来的に葛城市でやっぱり学校に通えるというところまでつなげていかないと意味ないんですけど、その辺の連携というのは今どういう、県とどういう話になっているんですかね。やはりCoco campusに入っただいて、そこで慣れていただいた。最終的にやっぱり学校のほうの、まずはI roomでいいからそこに来てほしいというところのつなぎというか、その辺の話ができていいのかどうかだけ確認をお願いします。

杉本副委員長 椿本教育長。

椿本教育長 県のCoco campusに入室をされたら、本市のほうにも情報は提供されるようになっております。教育相談にかかった子どもさんであっても、その内容までうちのほうに周知いただけるかどうかは分からないんですけども、その状況というのうちのほうにもつかめるようになっておりますので、そこで本市の児童もしくは生徒が在籍している学校と連携して、その子ども、また保護者とは市としても連携を図れるように、今なっているというふうには認識しているところです。ただ、このiSpaceをつくったときにもそうやったんですけども、委員の発言の中にもありましたけれども、ひきこもり傾向の子どもさんを何とか誰かとつなげないかということで、このバーチャル空間というのを最初考えさせていただいたんですけども、それにつきましては今、こども・若者サポートセンターの心理士のほうがアウトリーチということで、心理士自らが家庭訪問していただいて、子どもとつなぐというようなことの事業もやっていただいておりますので、そういったところで、家からなかなか出てこれない、また学校の教員や学校からも連絡の取れない子どもさんについて

は、この心理士の力も借りながら、今つながりを求めて、居場所づくりに本市としては取り組んでいるところでございます。

以上です。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 要するに、県に変わったとしても、この辺のこれまでのこども家庭センターと連携しながら対応していただけるということで、理解でよろしいですね。ありがとうございました。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、この件はこの程度にとどめたいと思います。

次に、(4) 学校給食の地域連携に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

油谷給食センター所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしく申し上げます。この件についてご報告いたします。

本年8月の葛城市中学生「志」議会にて、中学生からは、葛城市と友好都市との交流を行いたいとの提案の中で、友好都市にちなんだ学校給食の提案があり、友好都市の郷土料理を学校給食に出してほしいとの要望がございました。学校給食センターではこの要望を受け、食育の一環として、食を通じて交流先の地域を身近に感じることができるよう、何か実現できないか検討し、友好都市のうち地理的に一番近い岡山県新庄村の学校との交流を調整してまいりました。10月には教育長と学校教育課職員で岡山県新庄村を訪問し、中学校同士の交流や学校給食での交流の方法について提案させていただきまして、3学期に双方の学校にて郷土料理または人気献立の提供ができるよう調整しておりますので、ご報告させていただきます。日程や献立の内容につきましては、決まりましたらご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、予算につきましては、当初予算で上げております学校給食の原材料費にて賄う予定としております。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございます。

杉本副委員長 ただいま説明いただいた件で、何かご質問等ございませんか。ないですか。

奥本委員。

奥本委員 「志」議会で、確かに中学生がこういう形で自分たちの食を考えるとというのは、それこそ食育に関わりますし、それが友好都市と、行政がやっている事業と絡めるという点で非常に私もすばらしいなと思った記憶がございます。今回それがひとつ具体的に一步進んでいるということで、これは楽しみにしておりますので、どうかよろしく申し上げます。

杉本副委員長 これはもう毎年やるイメージですか。毎年、その期間、期間というかスパンというか、それは1回こっきりなんですかね。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 こちらのほうは、葛城市の新庄中学校の生徒と岡山

県新庄村の中学校の生徒の生徒会同士の交流のほうをしております、こちらのほうの、生徒同士の自主的な交流の中で、こちらのほうをまた継続するというふうなところだったら、また給食センターのほうでも協力のほうはさせていただきたいと思います。

杉本副委員長 でも予算とか。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 こちらのほうは、先ほど報告いたしましたとおり、原材料費につきましては当初予算で上げております原材料費で賄える。

杉本副委員長 分かりました。聞きました。まあいいです。

ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、この件はこの程度にとどめたいと思います。

次に、(5) おひさま堆肥事業に関する事業についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者……。

(発言する者あり)

杉本副委員長 もう1点。

(発言する者あり)

杉本副委員長 どういうこと。

(発言する者あり)

杉本副委員長 油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。給食センターから、給食米飯加工業者の件でご報告させていただきます。

本年6月議会の厚生文教常任委員会にてご報告申し上げました、給食米飯加工業者が奈良地方検察庁のほうに書類送検された件について、その後の経過をご報告いたします。

本件につきまして、学校給食の委託米飯加工業者が労働安全衛生法違反の疑いで、本年6月13日、奈良地方検察庁に書類送検されましたが、事件を担当する奈良地方検察庁葛城支部より、11月26日に不起訴処分とされたことの連絡を受けましたことをご報告いたします。

本市といたしましては、今後も安心して安定的な学校給食の提供ができるよう、関係機関と調整を行ってまいりたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

杉本副委員長 ただいま説明していただいた件で、何か質問等ございませんか。よろしいですか。

ほな、何も変わらず、給食は変わらずということによろしいですか。それがあった後でも変わらずということによろしいですか。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長 こちらの件につきましては不起訴処分となっておりますので、契約中の業務、以後の業務の契約について特に支障はありませんが、事業者に対しましては十分安全に留意していただきながら、業務の履行を促してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

杉本副委員長 ほか、大丈夫でしょうか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、この件はこの程度にとどめたいと思います。

次に、(5) おひさま堆肥事業に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告をお願いいたします。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

報告をさせていただく前に、9月の委員会では長時間にわたりご議論いただきありがとうございますございました。

それでは、9月以降の経過についてご報告をさせていただきますが、12月9日の藤井本議員の一般質問での答弁と重複するところがございますが、ご承知おきください。

9月の委員会の採決に当たり、委員の皆様からご意見をいただき可決をしていただきました。その後、10月3日に平岡区に説明会を開催し、市長、副市長に出席をしていただき、当日は平岡区より25名の方が出席していただきました。説明会の冒頭で市長のほうから、今回の堆肥場移転に当たり平岡区への連絡が遅くなったことについておわびをされました。

説明会では、6月29日の地元説明会からの経緯について説明をし、その後、区民の皆様からの質問をお受けいたしました。全ての質問には市長がお答えになりました。

主な内容でございますが、計画の中止、移転先の再検討、鳥獣害対策、臭気対策等の質問が出ました。臭気問題につきましては市長のほうから、臭いが極端に発生する場合には、一旦休止してでもその辺の対策を考えていきたいという回答もされました。その説明会時に32項目から成る要望書が提出され、その場で回答できるところは市長がお答えになられ、その他の事項については一旦持ち帰って協議することといたしました。

その際、平岡区から最終、その合意内容を文書による協定書を締結する提案をされ、市のほうも了承をいたしました。その後、市内部で協議を行い、11月12日付で平岡区に回答書をお渡しをしております。その間、できるところから随時対応はさせていただいておりますが、現時点で協定の締結には至っておりません。また、新堆肥場は9月28日より受入れを開始しております。約2か月間経過しておりますが、今のところ特に問題はございません。あと、9日の一般質問でも市長が答弁されておりますが、11月23日日曜日に開催されました第10回葛城山麓ウォークに参加をさせていただきました。当日約700人の参加者があり、堆肥場の前をコースに設定していただき、そこでNPOさんがお店を出され、トイレも併設していることから、多くの方が立ち寄られ休憩をされておりました。当日は受入れの日でもあったことから多くの方が施設見学をされ、事業についての説明をさせていただいております。その中にやってみたいという方もおられ、その場で新規会員登録をしていただいた方もおられました。見学をしていただく中で、臭いについては少し心配はしておりましたが、特にそのような意見はなく、ほっとしたところでございます。

また当日、花の苗と堆肥をセットでお渡しし、事業のPR活動もさせていただいております。引き続き平岡区の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

杉本副委員長 ただいま説明いただいた件で何か質問等ございませんか。ないですか。

奥本委員。

奥本委員 そしたら、この協定書の、ある程度同意いただけるめどというのは、今の現時点で見通しは立っているんでしょうか。

杉本副委員長 西川部長。

西川市民生活部長 うちの内容と、相手さんが思われていることが少しちょっと開きがあるということから、またちょっとお時間はかかるかなと思います。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 事業的などところをご理解いただいて、やはり双方が、やっぱり納得できる形を一日も早く実現できるように努力をお願いしておきます。

杉本副委員長 我々、あそこの向こうの新しい堆肥場でいってくださいというのは、もう予算でもそうやし、何度もそれ議決しているんやけど、どうですか。新しいところのやられてて。今、そっちのほうが気になるんですけども、僕。その場所が遠くなっちゃったというのもあるじゃないですか。夏来てないから分からないかもわからないですけども、その場所的なもん、施設的なもんは使われている方々はどんな反応なんですかね。

西川部長。

西川市民生活部長 東を山にも囲まれていますし、結構環境的にはいいのかなと思います。また、夏でもまた風通しもいいことから、そんな問題はないのかなというようには今のところは考えておりますし、今やっただいておるNPOさんからも、そのような意見等は出ておらないのが現状でございます。

杉本副委員長 向こうに変わってよかったなというイメージですか、ほんなら。じゃあよかったですね、取りあえずは。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、この件はこの程度にとどめたいと思います。

(発言する者あり)

杉本副委員長 休憩しましょうか。

ちょっと一旦、暫時休憩いたします。半まで。12時半まで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後0時30分

杉本副委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

最後に(6)葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

本件では、令和6年3月定例会につきまして附帯決議を行いました葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況の報告について、理事者より報告をいただきます。

なお、前回同様に、委員会で説明していただくのは主に指定管理の部分とさせていただきますので、委員の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、理事者より説明願います。

能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、コロナ禍前との比較ということで、令和7年度の状況報告を令和元年度との比較に基づいてご報告させていただきたいと思っております。

お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料をご覧くださいと思います。

こちらに、福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ令和元年度の月別の実績と、令和7年度の月別の実績を示したものとなっております。令和元年度との比較ということで、それぞれの年度の4月分から10月分までの7か月分をご説明させていただきます。各施設利用者数一覧表から7か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、7か月合計（元年度比）をご覧ください。

全体の入館者数でございますが、令和元年度7万7,862人に対し、令和7年度は7万3,533人となっております、5.6%の減となっております。

次に、プールの利用者数でございますが、令和元年度2万9,844人に対し、令和7年度は2万5,121人となっております、15.8%の減となっております。

次に、お風呂の利用者数でございますが、令和元年度3万7,733人に対し、令和7年度は2万9,475人となっております、21.9%の減となっております。

次に、パターゴルフの利用者数でございますが、令和元年度482人に対し、令和7年度は168人となっております、65.1%の減となっております。

次に、卓球の利用者数でございますが、令和元年度6,978人に対して、令和7年度は4,995人となっております、28.4%の減となっております。

次に、カラオケの利用者数でございますが、令和元年度は560人に対して、令和7年度は184人となっております、67.1%の減となっております。

続きまして、各指定管理事業関係収入一覧表から7か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値7か月合計（元年度比）をご覧ください。

各施設利用料収入ということで、これは主にお風呂・プール等の施設利用料となりますが、令和元年度1,249万7,240円に対して、令和7年度は1,068万3,750円となっております、14.5%の減となっております。

次に、各教室利用料収入ということで、これは主に水泳教室の利用料となりますが、令和元年度は930万7,720円に対して、令和7年度は776万4,670円となっております、16.6%の減となっております。

次に、食堂収入ですが、令和元年度980万3,895円に対して、令和7年度は1,349万9,160円となっております、37.7%の増となっております。

次に、その他ということで、これは自動販売機の売上げ等となりますが、令和元年度46万1,446円に対して、令和7年度は69万8,736円となっております、51.4%の増となっております。

7か月分の収入合計といたしまして、令和元年度合計3,207万301円に対して、令和7年度合計3,264万6,316円となっており、1.8%の増となっております。

私からのご説明は以上でございます。

杉本副委員長 ただいま説明いただいた件で、何か質問等ございませんか。

福本委員。

福本委員 ありがとうございます。先ほど見せていただいておりますけど、食堂収入等々も非常に増えておるといふことで、その辺のところはすごくいいことだなというふうに思っております。

ちょっと気になりますのが、お風呂やプール、パターゴルフ、卓球、カラオケ、体を動かすようなことだったりだとか口を動かすようなことのところの利用者が非常に減っているというふうなところはあるかと思うんですけれども、なぜこういう減少傾向なのか、コロナが終わって、少しでも運動してもらえる機会、環境があればとは思っておるんですけれども、こういったところというのは何か研究されているところがあるんでしょうか、教えてください。

杉本副委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。

ただいまの事業年度は元年度比ということで、まだコロナ禍前と比べれば、若干まだ下がっておりますけれども、対前年度の6年度、5年度等につきましては増加傾向となっておりますので、着実に成果は上がってきているものと考えております。

杉本副委員長 福本委員。

福本委員 ありがとうございます。特に施設の物品であつたりだとかに何か支障を来しているからこういうふうな現象になっているわけではなくて、基本的には、徐々に徐々に増加してくるといふふうなところで、頑張っているかなというふうにも思っております。もし、備品の不備があるのであれば、そういったところはしっかりと直していただきながら、これからは運営に励んでいただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 頑張っている成果というのも、しっかり見させていただいている中で、各施設の利用者数、市内、市外、この割合はわかりますでしょうか。

杉本副委員長 分かる。わかりますか。

川村委員 一旦これで、ほな1つ。もう1点あるんですけど。

杉本副委員長 どうぞ。

川村委員 じゃあもう1点、続いて言いますね。食堂収入、非常に増えています。この増えてきた要因というか、どんな工夫をされているのかというところも、ちょっと併せてお答えください。

杉本副委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。

これは令和6年度の業務改善計画に基づきますが、弁当の受注的な発注、あと、季節限定

メニューやイベント限定のメニューの販売など、メニューのマンネリ化を防ぐことで、利用者の満足度向上が売上げ増につながったということを確認させていただいております。

以上となります。

杉本副委員長 市内、市外。

能海社会福祉課長 あと、市内と市外につきましては、まだちょっとデータのほうが集計できておりませんので、また分かった時点でご説明させていただきたいと思います。

杉本副委員長 川村委員。

川村委員 私の感想としましては、すごく努力していただいて、玄関のところも、お風呂を誘導するというような、ああいう目を引くような形でやっていただいて。だから、市外、市内、本当は市の社協ですから、そういった市内の人の利用というもの一番に考えていただきたいところなんですけれども、社会福祉協議会の活性化というところを狙うとするならば、市外、市内の方も一緒に、ただ、その中で、市内の人が使いにくい状況にならないようにだけは心配しているところです。

食堂部門が非常に努力されて、お弁当とか、イベントの食とか、ちゃんこ鍋みたいなものもされましたよね。そういった成果があって、結局そこでの過ごし方というのは、お風呂、ここに、どこかに関連づけていかないといけないとか、誘導していかないといけない。ご飯を食べておしゃべりするだけなのか、それともお風呂の利用も増えているのかという、元年から比べるとちょっとしんどいところですけども、ここ数年の実績から見ても、お風呂もちょっと具合の悪いときもたまにはありますけれども、どういう人の過ごし方というものを、この福祉総合ステーションの中で考えていただいているのかと。要するにその関連づけですよ。ボランティアさんの育成も含めて、いろいろあると思うんですけども、特にその考え方としてどういうところに人々を寄せていくと、ここでゆっくりしていただくということに重きを置いていращやる、考え方についてちょっと触れていただきたいと思います。

杉本副委員長 東副市長。

東副市長 東でございます。ただいまの川村委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

過ごし方なんです。あそこは皆さんもご存じのように、市外の方ですと、ハイキングがあつたり山登りに来たりとか、その帰りにちょっとお風呂に入って、お食事するというパターンも考えられます。とって、市内の方はさて、どうやろうかと思ったときに、やはりお風呂というのはちょっと人気があるのかなというふうに思っておりますけども、それプラス、あそこで取るお食事に関しましては、本当この実績見てもうたら分かるとおおり、ちょっと伸びております。メニューであつたり、また目を引くメニュー、そういったものをちょっと考えてやらせていただいているという関係で、このような結果になっているのかなというふうに思っているわけですけども、やはり市民の方におきまして、やはりあそこへ来たら、1日とは言いませんけれども、半日でもゆっくり過ごしていただけるような、そんな施設であつてほしいなと思っておりますし、いかにそこに滞在できるかというのは、また今後工夫を凝らして、我々も考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

杉本副委員長 川村委員。

川村委員 そうですね。ひとり暮らしの方がバスに乗ってここに来て、食事もあるというところ辺は大きな利点なのかなと思います。やっぱり外に出てきてもらうというには、バスも結構充実しているのかなと思いますけども、さらにバスについても、その関連づけたら社協の問題ではないんですけども、何かここに本当に来やすい仕組みというのを、ぜひもっともって考えていただくと。年齢も問わず、老若男女がここで過ごす世代間交流というのもすごくてきますし、イベントもここにありますし、卓球なんかも結構いつも頑張っていて、皆さん若い子たちがやっているという、非常に子どもたちの声もし、高齢者の人も何かあそこにいると元気をもらうというような構造になっています。引き続き、この事業改善というのがやっぱり1つの起爆剤になって、頑張ろうという気持ちになっていただいて、この成果が出ているというふうに思っていますので、引き続き、コロナ前というのと比較してしまうと、単純に比較しなくてもいいのかなと思いますし、ただ、施設がかなり老朽化もしてきている部分もありますので、随時、そういった施設整備については頑張ってお休みになるような状況がないようにだけお願いをしておきます。

以上です。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 事業の報告ということで、やはり改善を努力していただいているという、数字として目に見えるんで、そこはもう非常にうれしいところなんですけども、やはり指定管理として、もうここでない無理や、駄目やろうというぐらいの実績を上げてもらいたいんです。もっともっと。特に食堂に関してもう言うことないぐらいの、非常に伸び率ですけども、同じようなタイミングでお風呂、入浴のいろんなサインとかも工夫していただいているんですけども、まだまだかなと。これは前、私、提案したんですけど、やはりゆうあいステーションを利用される方にお風呂を促すだけじゃなくて、あそこの山登りされている方に積極的に何かアナウンスする方法、前考えておいてくださいよとお願いしておいたんですが、それはどうになりましたか。そこだけ何か対策やって、例えば山登りの方に何かビラ配ったり、何がいいんか分かりませんがね。何かそんな、何か行動に移されているのかどうか。今、現状ではやっぱりサインだけかなという気はするんですけども。

杉本副委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海です。

ただいまのご質問のお答えになるんですけども、まず、SNSは引き続きさせていただいているのと、あとこれは全般的なことになるんですけども、施設にプールやお風呂、食堂などの設備があることを周知するために、施設前にのぼり旗や玄関に日よけ幕、「ゆうあいのゆ」を設置し、より多くの人々に施設を周知するため、山麓線沿いに啓発ののぼり旗を掲示するなど、登山客や観光客が施設の前を通った際に、どのような設備があるか分かるように工夫されておるということを確認させていただいております。

説明は以上となります。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 その割にはやっぱり伸びが、なかなか思ったより伸びてないんですよ。あと、施設の利用もそうですけども、駐車場の利用、料金取ったらどうですか。もういいかげんそれ考えないと、あっちで利益見込める、利益というかね。やっぱり市内の人だけじゃなくて、どっちかというあの駐車場、本当に山登る方だけが無料駐車場みたいに使っていらっしゃるのがあまりにも多過ぎて。もしもそれが、あそこでお金取るだけじゃなくて、本当にゆうあいを使いたい方の駐車場としてやるのであれば、もしかしたらもっと利用者増えるのかなという気もせんでもないんですよ。というのは、やっぱり車とめるところなくて帰られる方も一定数いらっしゃるんで、そここのところの駐車場の活用というのをやっぱり、もうこれだけ言っていますので、一步進めて、副市長、どんな感じですか。

杉本副委員長 東副市長。

東副市長 東でございます。

前回、奥本委員さんからそういったご指摘というかご意見頂戴、賜っておりますことは十分承知の上でございます。折に触れ、社協の職員とどういったらいいのやという話はしておるんですけども、実際、どれやというのがなくて、また大字等の、大字當麻の関係もありますし、やっぱりその辺を協議していかなければならないのかなというふうにも思っております。啓発という意味では、もう皆さんもご存じかなと思うんですけども、山麓線からゆうあいに入るところの欄干、橋の欄干に、見てもらったら分かりますとおり、大きな横断幕を掲げさせていただきました。あれ、結構目立つんですよ。私も通っておりますけれども、これでちょっと目立ったよなというのがあって、そんな話もちょうと社協の職員としておりました。ああいったことをやっぱり今後も、どういったら来てもらえるかというのを考えながら工夫を凝らして、駐車場の問題も含めてですけれども、今後また、肝に銘じて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

杉本副委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放しになりますけど、駐車場は山岳連盟に貸していらっしゃる実績あるじゃないですか。実際利用料徴収されているんで、やろうと思えばできるはずなんです。だから本当にもう検討の域じゃなくて実際やってほしいんで、もう重ねてお願いしておきます。

杉本副委員長 ほかにございませつか。

増田議長。

増田議長 私もこれ見させていただいて、前回と比べてといたしますか、前年と比べて非常に伸びておると。特に食堂の利用については非常にいろんな工夫をしていただいて、数字が上がっておると。ところが、先ほども福本委員おっしゃっていましたように、この黒い三角が付いてて、令和元年対比でお示しをしていただいている。私、この業務改善計画を立てた段階から、どう伸びてきたんやという表現もしていただかんと、分かりにくいなど。伸び率が改善方向にいつているよという、その表し方が、ほんならこの改善目標は何やねんと。行政の、悪いと

ころといったら失礼ですけども、目標値というのが、あまりそこを示されない傾向にあるんで、私はどこまで、元年なら元年でいいですよ。そういうのはこの表記でええかもわからんけども、ちょっと目標に対してどこまで届いているとかというふうな改善計画目標というのも、私は立てるべきじゃないかなというふうに思うんです。それから見ると、先ほどからありますように、食堂の工夫、創意工夫とか、その辺のところはもう謙虚に努力をさせていただいている跡が見えるんですけども、それ以外についてはなかなか見えにくいですね。やっぱりちょっと目標を立てていただいたらどうかな。これ前回にもちょっとお話をさせていただいたと思うんですけど。今後、ちょっと報告をしていただく1つの指標として工夫していただいたらどうかなというふうに思います。もうこれ、言うだけで結構です。考え方、もしおありでしたらお願いします。

杉本副委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。よろしく申し上げます。

まずはこの業務改善計画を通して、コロナ禍前の令和元年度基準までの計画数値に、3年間で戻していくことを目標に取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。

増田議長 それならいいです。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

これ、僕からちょっと。取りあえず、今議長がおっしゃったのとちょっとかぶってくるんですけど、取りあえずコロナ前に戻したいというのは、理事者側の意見なんですよね。これ、何をもってコロナ前に戻るか問題ってあると思うんですよね。例えばこれ、お金の面だけ見たら目標達成じゃないですか。でもこれ、人数の面で見たら全然目標達成できてない。これどっちを見たらええのかよう分からなくなってきたなという。お金の面だけ見たらもうプラスじゃないですか。一旦目標クリアやと思うんですけども、その辺の考え方ですよ。両方できたらそれはいいんだろうけども。ほんで、果たしてそのコロナ前の元年が基準でいいのか問題もあると思うんですよね。今議長おっしゃったのはそういうことで、それは僕らが元年前に戻してくれと言ったわけじゃないんですよね。あそこの施設を管理運営していく上での、ここまでやっていきたいというのは次、示していかなあかんのちゃうかなと思うんですけども、その辺の考え方ですよ。人数なのかお金なのか、そして今後の、ここまでやっていきたいという、何と言うのかな、元年前の、もっとええときがあったんじゃないのか問題もあると思うんで、その辺の考えがあればちょっとお聞きしたいなと思います。

増田議長。

増田議長 私が言いたかったのは、元年に戻すまでの過程があるじゃないですか。年次目標というのがあるじゃないですか。令和6年からスタートしたんだから、1年ずつこっだけ伸ばして、元年にまで行きましょうと。これ、1年で元年に戻そうというようなことは恐らく考えておられないと思うんですよ。だから、年次目標としてそういう指標を立てて、元年に、3年かけて、5年かけて元年に戻すんだというふうな計画のほうが、私は目に見える目標で、そこまで届いたというものが分かりやすく、私らにも伝わってくるんじゃないかなというふうに思

うんです。これ、言うてはるのやったらでっせ。もう来年元年まで戻してほしいねん。せやけど、まだこんだけ足らんねんというふうな表現になつとるから、私は1年ずつ改善努力していただいている跡が見えない報告書になっているんじゃないかなというふうに思うんでね。前年対比を出したらどうかなと思いますよ。もうこのぐらいにしておきますけど。

杉本副委員長 僕はこれぐらいで収まらないです。質問答えてください。

阿古市長。

阿古市長 当初のお話としては、まず元年に戻したいという話を議会の中でさせていただいたと思っております。まず、それに向かって今、全力を尽くしていただいているというのが現状でございます。ただこれ、売上げベースでとおっしゃいましたけども、あれは実は福祉施設でございます。ノーマライゼーションの福祉施設、非常に大規模な施設でございますので、その当時のまちの人口だけではそれ以上のキャパシティがございましたので、市外の方も利用できる形に持ってきております。それと、例えばいきいきセンターってあります。これも福祉施設です。そちらのほうはお風呂を無料にしております。ただ年齢制限を設けて、市内の方だけに限っているということでございますので、いきいきセンターのほうはリニューアルも果たしまして、非常にアクティブフィットネスという、ある種目玉の事業も入れましたので、非常に活況を帯びてきた状況になっておりますけども、ゆうあいステーションの場合は、まだこれから改善するべき余地はあるのかなとは考えておりますけども、あくまで福祉施設であるという前提にとって考えておるのが実情でございます。レジャー施設ではございませんので、その辺だけのご認識をいただけたらありがたいと思います。ですので、売上げベースではなく、基本的な考え方はやはり利用者ベースであるという認識を持っております。その中で、どのような有用な活用ができるのか、それが福祉に対して、もしくは健康に対して、市民の健康に対してどのようなメリットを挙げていけるのかというところを追求していくのが、行政から指定管理者に対する要求であると考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本副委員長 じゃあ、利用者やったらもうちょっと頑張らなあかんですね。そういうことですね。

阿古市長。

阿古市長 先ほど福本委員からお話あったんですけども、施設としては、いきいきセンターのほうはリニューアル、約5億から6億かけてやったんですけども、ゆうあいステーションのほうは実はリニューアルをやっておりません。ですので、先ほど川村委員もご心配いただきましたように、施設の老朽化のある部分で、特に設備の部分で今、ご迷惑をかけたりしておりますので、その辺をいつのタイミングでリニューアル作業に入れるのかというのが、これからの大きな課題になるのかなと思っております。その中で、ちょっとリニューアルをある種、要望は、実は社会福祉協議会指定管理者からあるんですけども、パターゴルフに関しては今、様子を見ている、現実には非常に使いにくい状態になっておるのは把握はしておるんですけども、それに対する投資に対しての、ある種利用者の増があまり見込みにくい部分でございますので、ですので、その辺は改修をせずに、今の現状にあるというのが、今の売上げ減になっている、40万から10万ぐらいの話なんで、金額的には知れているんですけども、その辺

の感覚のものが、附属施設のリニューアルの考え方によって差が出てきているのかなということを考えておるところでございます。

以上でございます。何か言い忘れませんか。

杉本副委員長 いや、大丈夫ですよ。

阿古市長 大丈夫ですか。

杉本副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようであれば、(6)葛城市社会福祉協議会に関する事項については、以上いたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

杉本副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さんありがとうございました。急に委員長の役目、やらせていただきまして、なかなか不手際なところがあったかもわかりませんが、しっかりと議論ができたと思います。

また引き続き協議会もごございますので、よろしくお願いいたします。

これもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後1時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 藤井本 浩

厚生文教常任委員会副委員長 杉本 訓規